

**令和6年度～15年度
瀬戸市一般廃棄物処理基本計画【案】**

令和6年3月

瀬戸市

目 次

【共通編】

第1章 基本的事項	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画の位置付け	4
第3節 計画の期間	5
第4節 計画の対象	6
第2章 地域の概要	7
第1節 位置及び面積	7
第2節 人口	9
第3節 産業	11

【ごみ処理基本計画編】

第1章 ごみ処理の現状と課題	14
第1節 ごみの処理の実績	14
第2節 ごみ組成調査結果	23
第3節 ごみ処理経費	26
第4節 ごみ処理の現状評価	27
第5節 今後のごみ処理の課題	34
第2章 基本理念及び基本方針	36
第1節 基本理念	36
第2節 基本方針	36
第3章 ごみ処理基本計画	38
第1節 計画の目標値	38
第2節 目標及び指標の設定理由	39
第3節 目標達成のための基本的事項	40
第4節 目標値の考え方	43
第5節 目標達成に向けた施策	46
第4章 食品ロス削減推進計画	57
第1節 食品ロスの現状	57
第2節 削減に向けた施策	58
第5章 進行管理計画	60

【生活排水処理基本計画編】

第1章 生活排水処理の現状と課題	61
第1節 生活排水処理の現状	61
第2節 生活排水処理の課題	64

第2章 基本理念及び基本方針	65
第1節 基本理念	65
第2節 基本方針	65
第3章 生活排水処理基本計画	66
第1節 計画の目標値	66
第2節 生活排水を処理する区域、人口など	66
第3節 目標達成に向けた取り組み	68
第4節 収集運搬・処理・処分計画	69

※本計画の図表では、四捨五入により合計と内訳が一致しない場合があります。

〔共通編〕

第 1 章 基本的事項

第 1 節 計画策定の背景

第 1 項 計画策定の背景

経済の発展に伴い、大量生産・大量消費型の経済活動は、大量廃棄型の社会を形成し、環境保全と健全な物資循環を阻害しています。また、温室効果ガスの排出による地球温暖化、大規模な資源採取による自然破壊や天然資源の枯渇など、様々な環境問題にも関係しています。そのため、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する「循環型社会」への転換が求められています。

国においては、「環境基本法」(平成 5 (1993) 年法律第 91 号) や「循環型社会形成推進基本法」(平成 12 (2000) 年法律第 110 号) の制定をはじめ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 (1970) 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。)、 「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成 3 (1991) 年法律第 48 号。以下「資源有効利用促進法」という。) の改正、各種リサイクル法の制定など、循環型社会形成を目指して法整備が進められ、令和 4 (2022) 年度には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(令和 3 (2021) 年法律第 60 号。以下「プラスチック資源循環促進法」という。) が施行されました。

平成 27 (2015) 年に行われた国連総会では、令和 12 (2030) 年までの新たな目標として「持続可能な開発目標 (SDGs) ^{*1}」が採択され、海洋ごみ・海洋汚染の大幅な削減や食品ロス・食品廃棄物の削減について日本などの先進国が率先して取り組むことが目標とされています。これを受け、国においては令和元 (2019) 年に「食品ロスの削減の推進に関する法律」(令和元 (2019) 年法律第 19 号) が施行され、令和 2 (2020) 年に食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針が閣議決定されるなど、国の方針として食品ロス削減が推進されています。

また、平成 30 (2018) 年に閣議決定された「第 5 次環境基本計画」において、国全体で持続可能な社会を構築するために、各地域で地域資源 (人・もの・資金) を最大限活用しながら、自ら課題解決し続ける自立・分散型の社会 (地域循環共生圏^{*2}) の形成を掲げています。廃棄物処理においても重要な社会インフラの一つとして地域循環共生圏の考え方に基づき、持続可能な社会作りに向けた取り組みが必要となります。

さらに、令和 2 (2020) 年には脱炭素社会を目指すための温室効果ガス削減目標として、令和 32 (2050) 年カーボンニュートラル^{*3}の達成に向けた急速な取り組みが進められています。

※1 持続可能な開発目標 SDGsとは

SDGs (Sustainable Development Goals) は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。平成 27 (2015) 年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられました。令和 12 (2030) 年を達成年限とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。



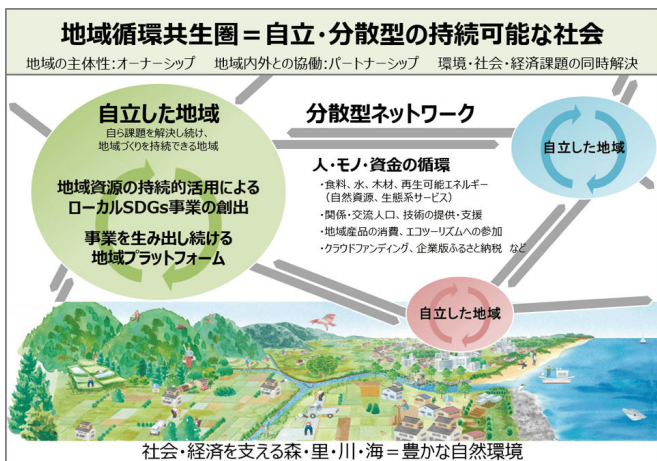
資料：「持続可能な開発目標 (SDGs) と日本の取組」(外務省)

※2 地域循環共生圏とは

地域循環共生圏は、地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業 (ローカル SDGs 事業) を生み出し続けることで地域課題を解決し続け、自立した地域をつくるとともに、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方です。

地域循環共生圏の 3 原則

- 地域の主体性 = オーナーシップ
- 地域内外との協働 = パートナーシップ
- 環境・社会・経済課題の同時解決

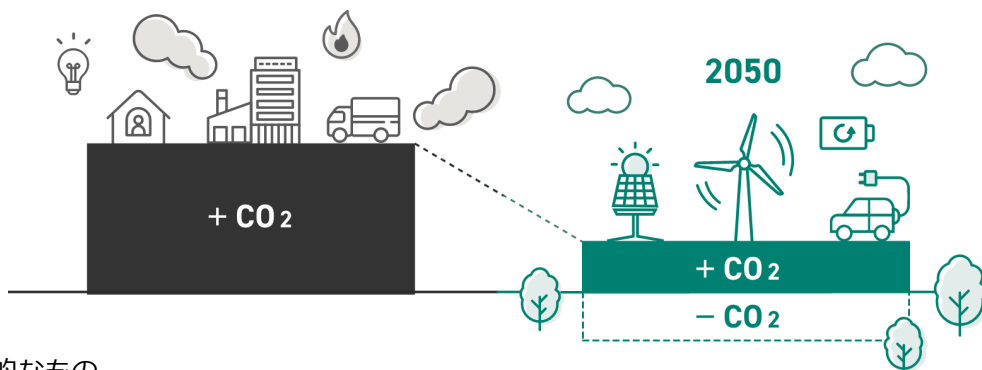


資料：「環境省ローカル SDGs 地域循環共生圏」(環境省)

※3 カーボンニュートラルとは

カーボンニュートラルは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」※ から、植林、森林管理などによる「吸収量」※ を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化をする必要があります。



※人為的なもの

資料：「脱炭素ポータル」(環境省)

愛知県においては、令和4（2022）年3月に「愛知県廃棄物処理計画（愛知県食品ロス削減推進計画）」を策定し、SDGsの達成やサーキュラーエコノミー（循環型経済）への転換、プラスチックごみや食品ロスの削減などに対応していくため、県民の自主的な環境配慮行動（エコアクション）を促進し、循環型社会の形成を目指しています。

このような状況の中、本市においても、ごみ及び生活排水の衛生的かつ安全な処理を継続するとともに、ごみの発生抑制や資源循環を推進することで、SDGsの達成に寄与し、持続可能な社会の形成を推進していきます。

第2項 計画策定の目的

「一般廃棄物処理基本計画」は、「廃棄物処理法」第6条第1項の規定により策定を義務付けられている計画です。「環境省ごみ処理基本計画策定指針」（平成28（2016）年9月15日付け環廃対発第1609152号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）では目標年次を概ね10年から15年先において、概ね5年ごとに改定することが適切であると示されています。

本市は、平成26（2014）年3月に「平成26年度～35年度 瀬戸市一般廃棄物処理基本計画」（以下「前計画」という。）を策定しており、循環型社会の形成を目指して、ごみの減量や資源化に係る様々な施策に取り組んできました。令和5（2023）年度が目標年度に当たることから前計画の改定を行い、「令和6年度～15年度 瀬戸市一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

今回の改定においても、前計画で掲げた施策の取り組み状況や課題を踏まえて新たに目標や施策を設定し、更なる循環型社会形成、地域循環共生圏の構築を図ることを目的とし、「瀬戸市環境衛生審議会」にて審議を経て策定しました。

第2節 計画の位置付け

本計画と関連法令、上位計画との位置付けは、図1-1に示すとおりです。

本計画は、「廃棄物処理法」に基づき策定するものであり、ごみ及び生活排水に関する計画を定めるもので、関係法令をはじめ関連計画との整合を図り、長期的・総合的視点に立った基本方針を定めます。また、「食品ロス削減の推進に関する法律」第13条第1項の規定に基づく「食品ロス削減推進計画」としても位置付けます。

また、本市の最上位計画である「第6次瀬戸市総合計画」で掲げる都市像である【地域に住まう市民が自立し支え合い、笑顔あふれるまち】の達成を目指し、環境政策の総合的な計画である「瀬戸市環境基本計画」の個別計画と位置付け、循環型社会の実現を目指す計画とし、個別計画におけるごみ及び生活排水に関する目標や施策などと方向性の整合を図っていきます。

さらに、循環型社会の形成だけでなく、脱炭素社会の実現に向けて「瀬戸市地球温暖化対策推進計画」や、災害対策として「瀬戸市災害廃棄物処理計画」をはじめとする環境政策以外の計画とも整合・連携を図りながら計画を進めます。

なお、本計画は、ごみの処理に関する計画である「ごみ処理基本計画」と生活排水の処理に関する計画である「生活排水処理基本計画」の2つの計画で構成します。

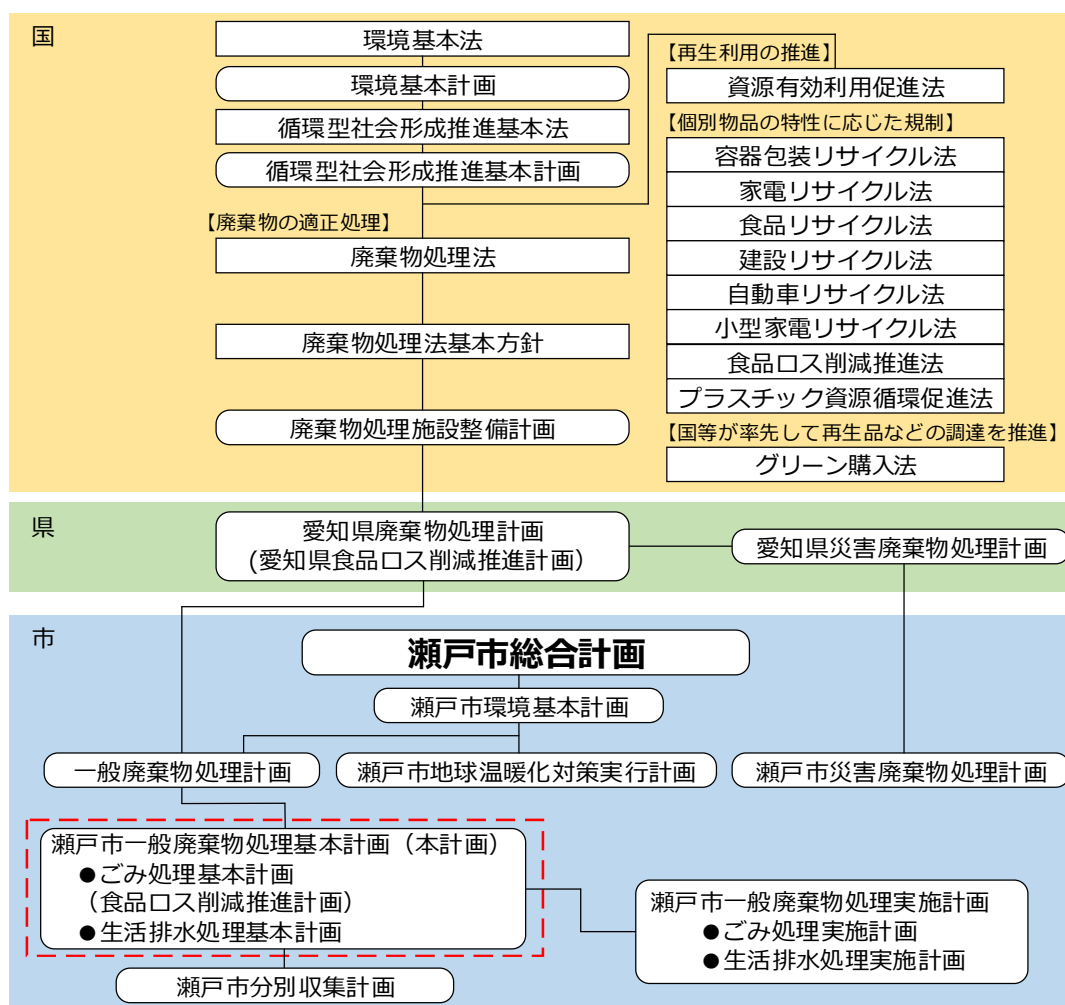


図1-1 本計画と関連法令、上位計画との位置付け

第3節 計画の期間

第1項 計画期間

本計画の計画期間は、令和6（2024）年度から令和15（2033）年度までの10年間とします。

令和10（2028）年度を中間年度とし、計画目標年次は令和15（2033）年度とします。

	平成26年度	～	平成30年度	～	令和5年度	令和6年度	～	令和10年度	～	令和15年度
総合計画	第5次瀬戸市総合計画 (平成19～28年度)		第6次瀬戸市総合計画 (平成29～令和8年度)				第7次瀬戸市総合計画			
環境基本計画	第2次瀬戸市環境基本計画 (平成24～令和2年度)				第3次瀬戸市環境基本計画 (令和3～13年度)			第4次瀬戸市環境基本計画		
一般廃棄物処理基本計画	瀬戸市一般廃棄物処理基本計画（前計画） (平成26年度～令和5年度)					瀬戸市一般廃棄物処理基本計画（本計画） (令和6年度～令和15年度)				
	前計画開始年度		前計画中間年度		前計画目標年度	本計画開始年度		本計画中間年度		本計画目標年度

図1-2 本計画と本市上位計画の計画期間

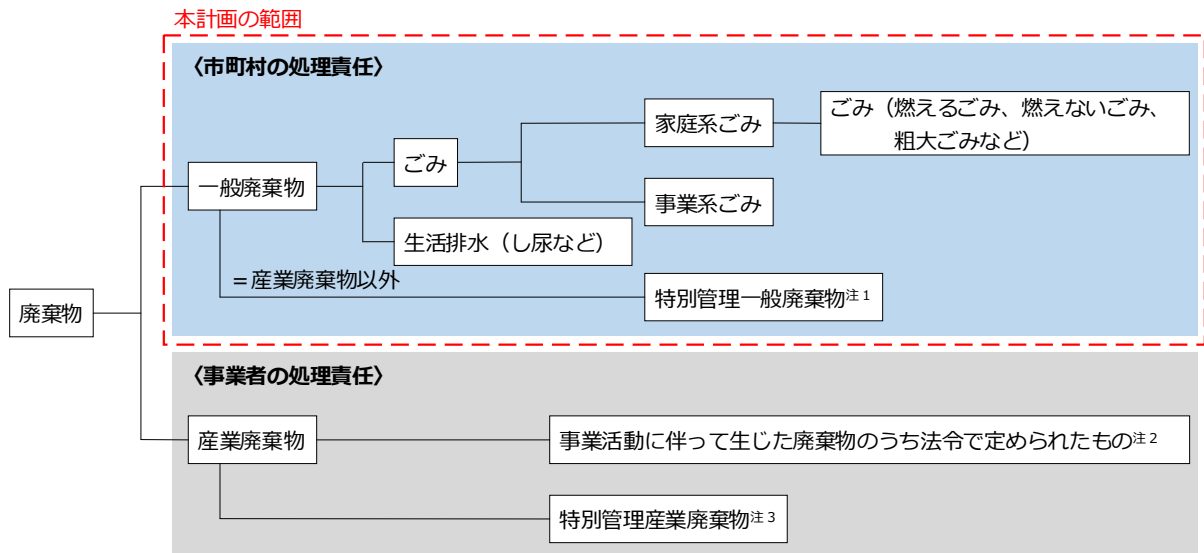
第2項 計画の見直し

本計画は、中間年度である令和10（2028）年度には、計画の実施状況を分析・評価し、その上で計画の見直しを行うこととします。また、社会経済情勢や廃棄物・リサイクルに関する法律・諸制度が大きく変化した場合など、本計画の前提条件に変更が生じた場合には、必要に応じて計画を見直します。

第4節 計画の対象

本計画における計画対象区域は、本市全域とします。

また、本計画における処理対象とする廃棄物は図1-3に示すとおりであり、一般廃棄物（ごみ及び生活排水（し尿など））とします。



- 注1：一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの。
 注2：燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣（さ）、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、輸入された廃棄物、前述の産業廃棄物を処分するために処理したもの。
 注3：産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの。

資料：環境省

図1-3 廃棄物の区分

第2章 地域の概要

第1節 位置及び面積

第1項 位置

本市は図2-1に示すとおり、愛知県の北西部にあり、中部経済圏の中核都市である名古屋市の北東約20kmに位置しています。

北は岐阜県、西は春日井市、名古屋市守山区及び尾張旭市、南は長久手市、東は豊田市に接しています。市域は東西12.8km、南北13.6kmに広がり、面積は111.40km²です。

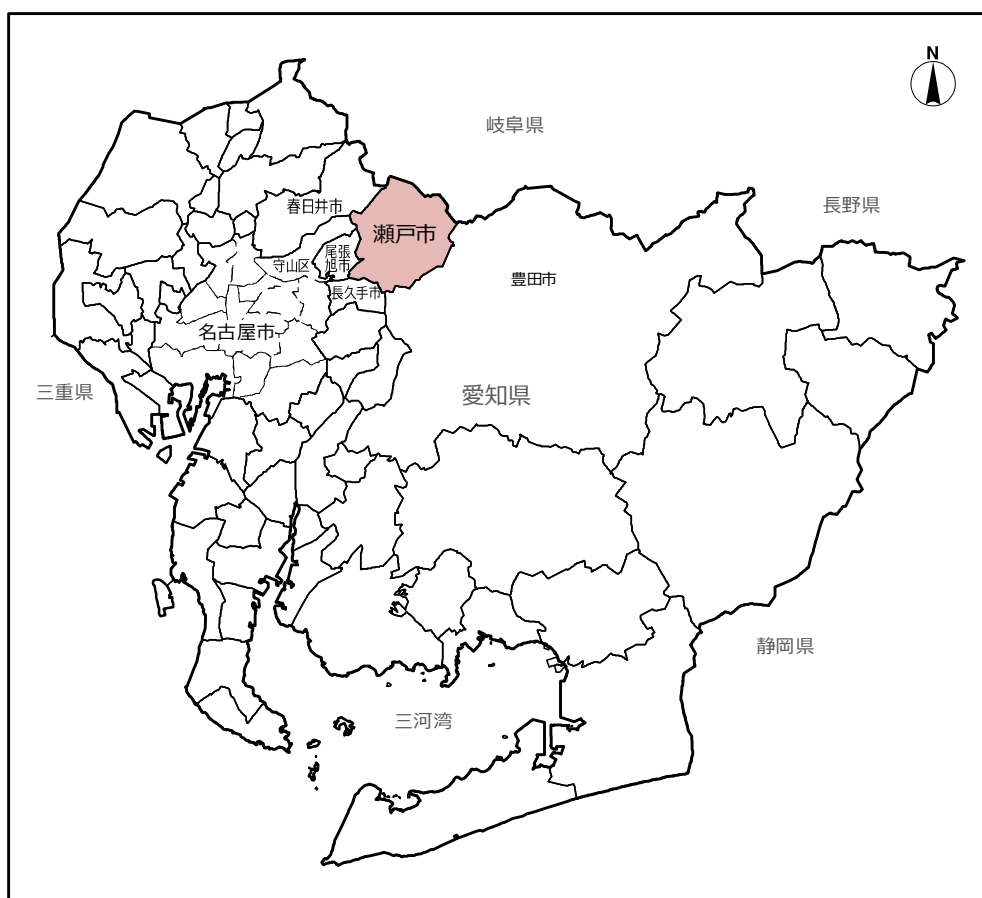


図2-1 本市の位置図

第2項 地勢

本市の約6割を森林が占めており、その森林面積の約4割は公有地及び国有地です。

また、北東部の三国山や猿投山などの木曾山脈に連なる山地、尾張丘陵の一角をなす標高100~300mの小高い山々があり、これらの山地・丘陵地に源流を持つ水野川や瀬戸川、矢田川が平地を形成しています。

第3項 土地利用

本市の令和4（2022）年における土地利用面積とその比率は表2-1及び図2-2に示すとおりです。最も多いのが山林で28.6%、次いで宅地で16.1%となっています。

表2-1 土地利用面積

[令和4（2022）年1月1日現在]

単位：km²、%

	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
面積	111.40	2.92	2.48	17.99	0.00	31.88	0.54	10.13	45.46
比率	100.0	2.6	2.2	16.1	0.0	28.6	0.5	9.1	40.8

資料：「瀬戸市統計書－令和5年刊－」（令和5（2023）年7月 瀬戸市）

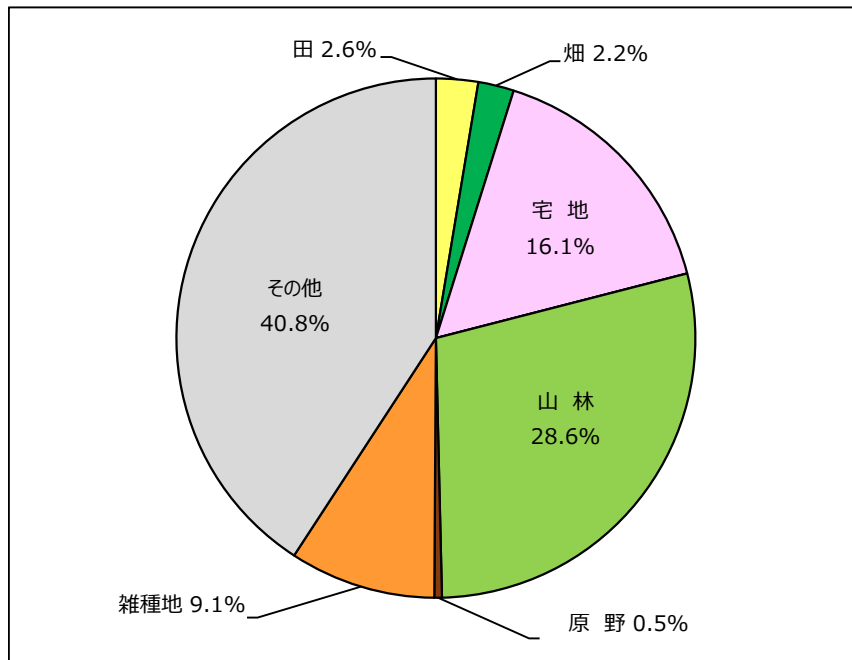


図2-2 土地利用面積の比率

第2節 人口

本市の平成 26（2014）年から令和 5（2023）年までの過去 10 か年の人口及び世帯数の推移は、表 2 - 2 及び図 2 - 3 に示すとおりです。また、令和 5（2023）年 4 月 1 日（令和 4（2022）年度）の 5 歳階級別人口は、図 2 - 4 に示すとおりです。

令和 5（2023）年 4 月 1 日現在の人口は 127,882 人、世帯数は 57,920 世帯です。過去 10 か年の推移から人口は減少しているものの、世帯数は増加しているため、1 世帯あたりの人員が減少しており、核家族化の進行や単独世帯の増加が続いています。

令和 5（2023）年 4 月 1 日現在の 5 歳階級別人口を見ると、老年人口（65 歳以上）の割合が 30.0%（男性：26.9%、女性：33.0%）を占めており、高齢化が進んでいます。

表 2 - 2 過去 10 か年の人口及び世帯数の推移

各年4月1日現在

	計	外国人	世帯数
H26	131,698	3,406	53,546
H27	131,269	3,441	53,928
H28	130,676	3,462	54,388
H29	130,298	3,496	54,916
H30	129,900	3,760	55,388
R1	129,550	3,990	55,942
R2	129,410	4,276	56,666
R3	129,096	4,374	57,163
R4	128,470	4,338	57,398
R5	127,882	4,735	57,920

資料：本市HP 人口と世帯
※外国人は内数

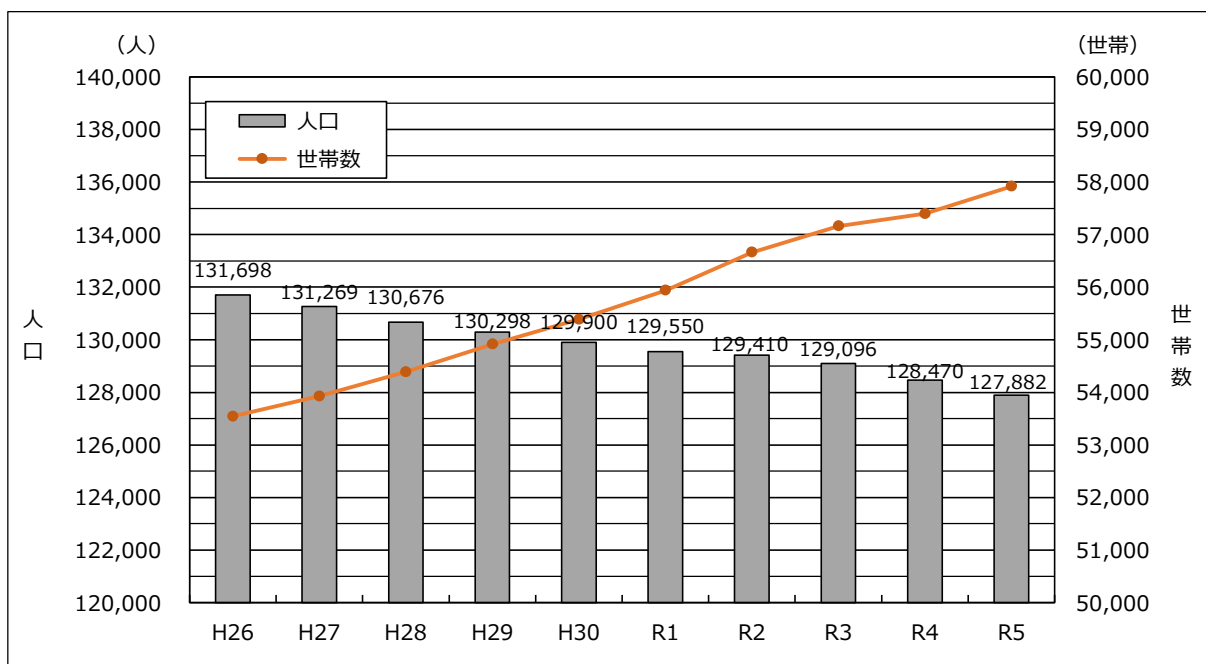


図 2 - 3 過去 10 か年の人口及び世帯数の推移

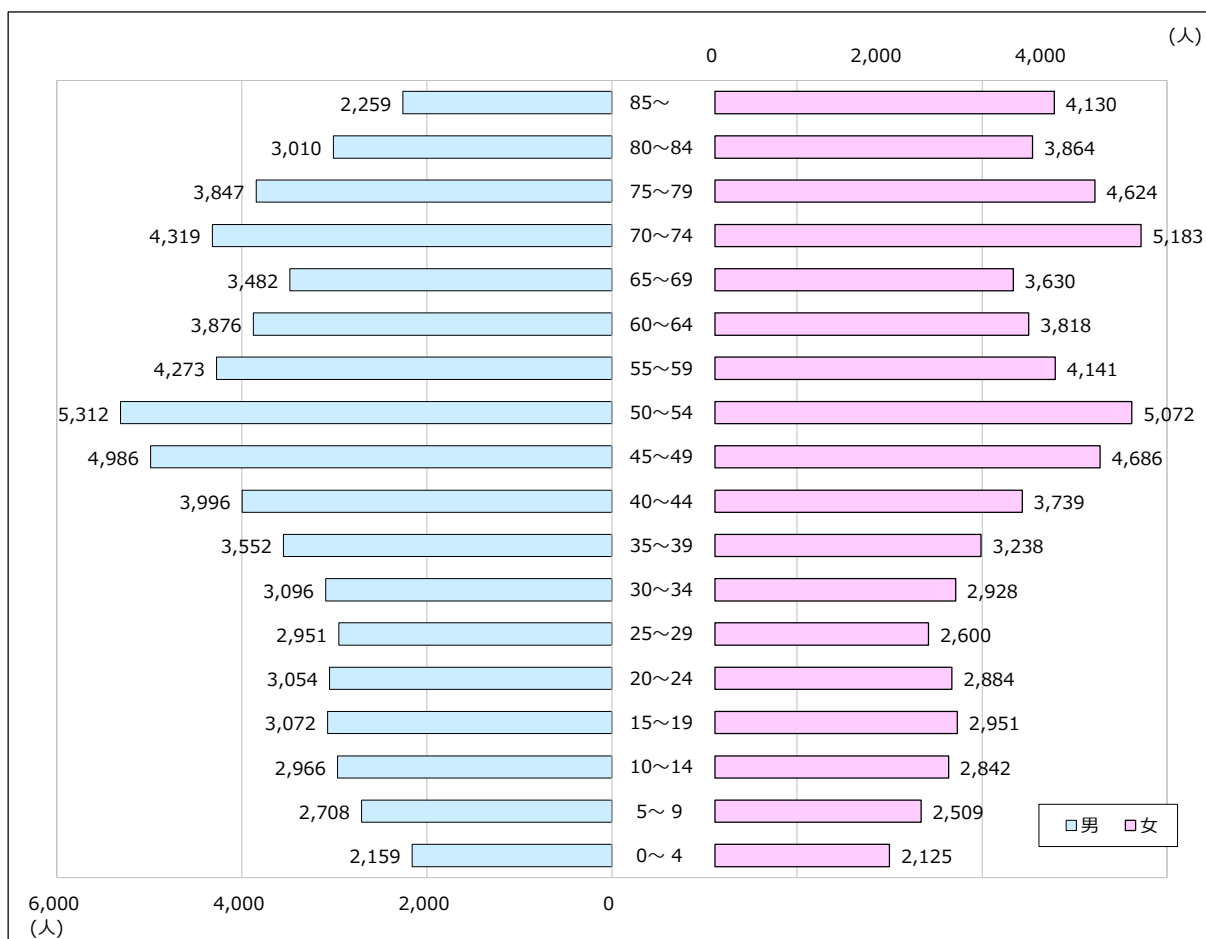


図2-4 令和5(2023)年4月1日(令和4(2022)年度)の5歳階級別人口

第3節 産業

第1項 産業構造

本市の事業所数及び従業者数の推移は表2-3に、令和3(2021)年の従業者数の比率は図2-5に示すとおりです。令和3(2021)年の事業所数は4,507所、従業者数は50,679人です。事業所数は平成26(2014)年から減少し続けています。従業者数は、平成26(2014)年から平成28(2016)年にかけて減少しましたが、令和3(2021)年には増加しています。これは、サービス業の医療、福祉の増加(平成28(2016)年:5,734人)が要因となります。

表2-3 産業(中分類)別事業所数及び従業者数

	事業所数 (所)	従業者数 (人)	従業者率 (%)
H26 (H26年7月1日現在)	5,109	50,564	-
H28 (H28年6月1日現在)	4,791	46,118	-
R3 (R3年6月1日現在)	4,507	50,679	100
農林漁業	12	92	0.2
鉱業、採石業、砂利採取業	20	146	0.3
建設業	406	2,216	4.4
製造業	910	14,949	29.5
電気・ガス・熱供給・水道業	10	85	0.2
情報通信業	24	114	0.2
運輸業、郵便業	101	2,211	4.4
卸売業、小売業	1,005	8,479	16.7
金融業、保険業	53	898	1.8
不動産業、物品賃貸業	205	547	1.1
学術研究、専門・技術サービス業	157	682	1.3
宿泊業、飲食サービス業	396	3,021	6.0
生活関連サービス業、娯楽業	302	1,833	3.6
教育、学習支援業	186	2,775	5.5
医療、福祉	397	8,507	16.8
複合サービス事業	22	377	0.7
サービス業(他に分類されないもの)	275	2,857	5.6
公務(他に分類されるものを除く)	26	890	1.8

注)平成28(2016)年経済センサス-活動調査における産業分類の対象範囲には、家事サービス業、外国公務、公務は含まない。

資料:「平成26(2014)年経済センサス-基礎調査、平成28(2016)年、令和3(2021)年経済センサス-活動調査」(経済産業省 e-Start)

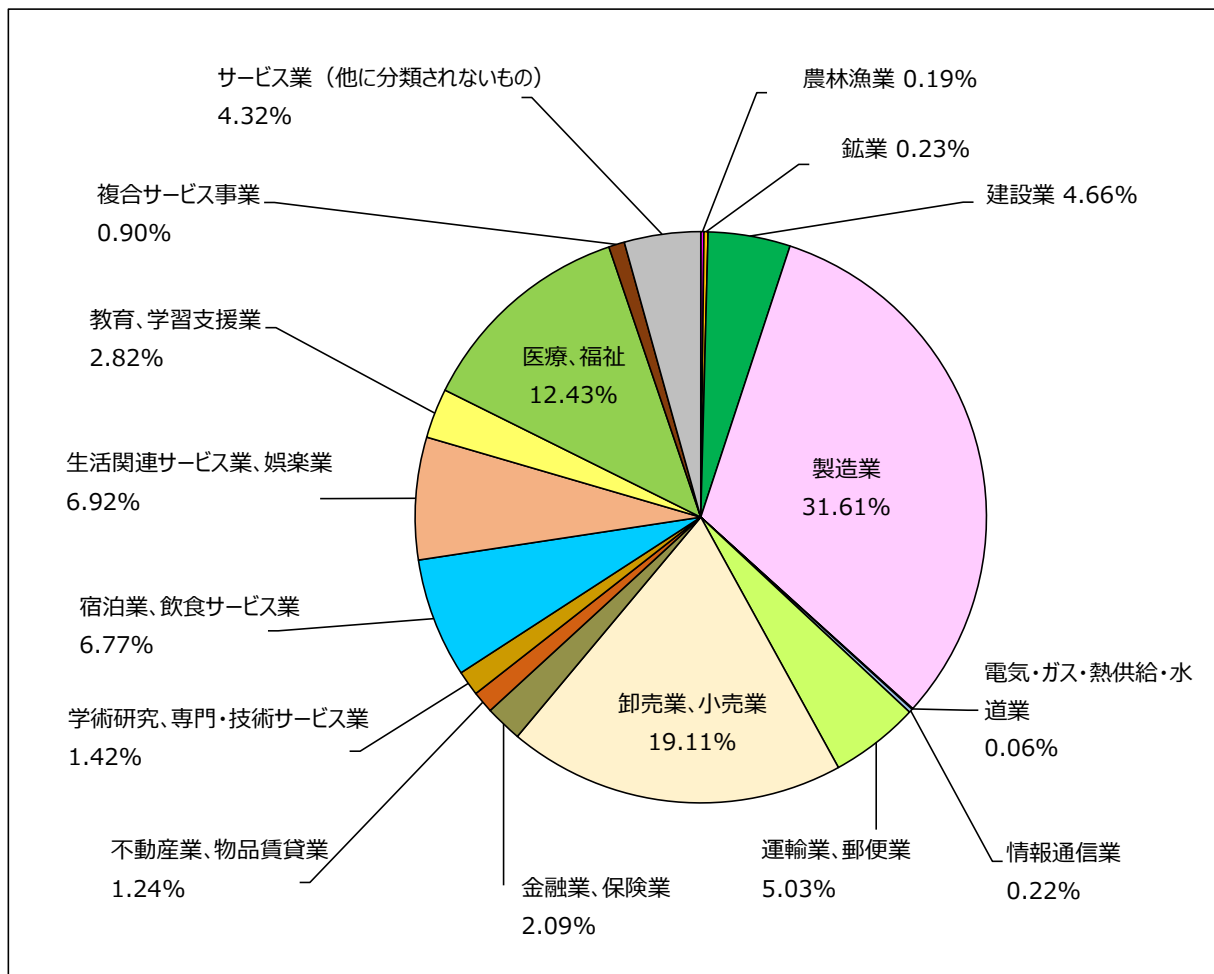


図 2 - 5 従業者数の比率（令和 3（2021）年）

第 2 項 工業

工場統計による本市の平成 29（2017）年から令和 3（2021）年までの事業所数及び従業者数、製造品出荷額等の推移は表 2 - 4 に示すとおりです。

事業所数は減少傾向にあり、令和 3（2021）年は 337 所で、平成 29（2017）年からの 5 年間で約 100 所減少しています。

従業者数及び製造品出荷額等は平成 29（2017）年から令和 2（2020）年まで増加傾向にありましたが、令和 3（2021）年の従業者数は 11,612 人、製造品出荷額等は 392,116 百万円となり、いずれも新型コロナウイルスなどの影響が考えられます。

表 2 - 4 事業所数及び従業者数、製造品出荷額等の推移（従業者 4 人以上の事業所）

各年6月1日現在

	H29	H30	R1	R2	R3
事業所数（所）	423	419	401	395	337
従業者数（人）	12,865	13,429	13,056	13,276	11,612
製造品出荷額等 （百万円）	397,776	418,839	441,780	452,238	392,116

資料：「平成29（2017）、30（2018）年、令和元（2019）、令和2（2020）年 工業統計調査結果」（愛知県）
「令和3年経済センサス－活動調査」（経済産業省 e-Start）

第3項 商業

本市の平成 19（2007）年から令和 3（2021）年までの事業所数、従業者数及び年間商品販売額の推移は表 2 - 5 に示すとおりです。事業所数、従業者数及び年間商品販売額は平成 24（2012）年から増加傾向にありましたが、令和 3（2021）年の事業所数は 826 所、従業者数は 6,764 人、年間商品販売額は 169,860 百万円といずれも減少しています。

表 2 - 5 事業所数、従業者数及び年間商品販売額の推移

	H19 (H19.6.1現在)	H24 (H24.2.1現在)	H26 (H26.7.1現在)	H28 (H28.6.1現在)	R3 (R3.6.1現在)
事業所数（所）	1,273	974	950	983	826
従業者数（人）	9,141	6,813	6,987	7,040	6,764
年間商品販売額 （百万円）	191,894	153,879	157,773	205,991	169,860

資料：「平成19（2007）、26（2014）年商業統計調査」（経済産業省 e-Start）、
「平成24（2012）、平成28（2016）年、令和3（2021）年経済センサス－活動調査」（経済産業省 e-Start）

〔ごみ処理基本計画編〕

第1章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみの処理の実績

第1項 ごみの分別区分と排出及び収集方法

家庭から排出されるごみは、「燃えるごみ」「燃えないごみ」「粗大ごみ」「資源物」の4つに区分されます。そのうち資源物は、さらに15品目に分別し資源化します。

燃えるごみ、燃えないごみ及び粗大ごみの排出及び収集方法は表1-1に示すとおりです。燃えるごみ及び燃えないごみは指定袋制であり、令和5(2023)年9月からごみの排出者が負担する一般廃棄物処理手数料を定めています。また、平成29(2017)年度からブロック、レンガなどを粗大ごみとして収集を開始しました。

資源物の排出及び収集方法は表1-2に示すとおりです。充電式電池が原因となる火災への対策として、令和元(2019)年度から発火性危険物として充電式電池、加熱式・電子たばこなどの分別収集を開始しました。また、令和4(2022)年度からプラスチック製容器包装の分別収集を開始し、令和5(2023)年度からは、剪定枝・竹・草、羽毛布団の資源化を開始しました。



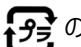
事業活動に伴って排出される一般廃棄物(以下「事業系ごみ」という。)の全ては、排出者の責任において適正に処理することを原則とし、市で収集は行っていません。また、事業系ごみは、瀬戸市、尾張旭市及び長久手市で構成する尾張東部衛生組合が運営するごみ焼却施設に有料で持ち込むことが可能です。

表1-1 家庭系ごみ(燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ)の分別区分と排出及び収集方法

区分	主なもの	排出方法	収集回数	廃棄物処理手数料
燃えるごみ	生ごみ、汚れた紙、プラスチック製品(プラスチック製容器包装は除く)、ゴム、皮革、おむつなど	市指定袋に入れて、地域で決められた集積所へ排出	週2回	45ℓ:18円/枚 30ℓ:16円/枚 20ℓ:14円/枚
燃えないごみ	金属、ガラス(飲料用びん以外)、陶磁器など	市指定袋に入れて、戸別に排出	不定期(予約制)	40ℓ:25円/枚 20ℓ:18円/枚
粗大ごみ※	市指定ごみ袋に入れて口が結べないサイズのもの(ただし、1.5m以下の長尺物は燃えないごみ)、ブロック、レンガなど	粗大ごみ処理券を貼付し、戸別に排出	不定期(予約制)	1点につき840円

※: 破碎不適物含む

表 1 - 2 家庭系ごみ（資源物）の分別区分と排出及び収集方法

区分	主なもの	排出方法	収集回数
びん	飲食品用のびん	地域で決められた集積所へ排出 瀬戸市資源リサイクルセンターへの持込み	月 2 回 随時
缶	飲食品の缶  のあるもの		
ペットボトル	 のあるもの PET		
発火性危険物	加熱式・電子たばこ、充電式シェーバー、モバイルバッテリー、スマートフォン、タブレット、充電式電池、使用済み使い捨てライター、スプレー缶		
紙類	新聞・折込広告、本・雑誌、ダンボール、紙パック（中が白いもの）、ミックスペーパー（新聞紙、雑誌類、ダンボール、紙パック以外で汚れのない紙類）	市が指定する袋に入れて、地域で決められた集積所へ排出 瀬戸市資源リサイクルセンターへの持込み	月 2 回 随時
古布	衣類、ダウンジャケット・着物、シーツ、毛布、カーテン など		
プラスチック製容器包装	カップ・パック類、袋・ラップ類、キャップ・ラベル類、ボトル類、トレイ類  のあるもの		
剪定枝・草・竹	剪定枝、草、竹	戸別に排出 瀬戸市クリーンセンターへの持込み	不定期（予約制） 随時
ペットボトルキャップ	ペットボトルキャップ	瀬戸市資源リサイクルセンターへの持込み	随時
廃油	植物性油		
小型家電	ノートパソコン、デジタルカメラ、延長コード、DVD デッキ、プリンター、電子ミシン、炊飯器、電話機など		
金属製調理器具	包丁、鍋、フライパン、やかんなど		
乾電池・有害ごみ	乾電池、ボタン電池、水銀体温計、水銀血圧計		
羽毛布団	ダウン 50%以上含む羽毛布団		

第2項 ごみ排出区分の定義

本計画におけるごみ排出区分に関する用語の定義は、図1-1に示すとおりとします。

本計画では、市民及び事業者から排出される処理・処分が必要なものを「総ごみ」とします。

総ごみの内、市民から排出されるものを「家庭系ごみ」、事業者から排出されるものを「事業系ごみ」とします。

家庭系ごみの燃えるごみ・燃えないごみ・粗大ごみは、家庭から集積所に排出される「直営・委託収集」、家庭からごみ焼却施設に持ち込まれる「直接持込」に区分します。

資源物は、家庭から集積所に排出または拠点回収される「収集・拠点回収」、廃品回収などの団体回収により集められる「団体回収」、新聞店で回収される「新聞店回収」に区分します。

総 ご み	家 庭 系 ご み	燃えるごみ	(直営・委託収集) 家庭から集積所に排出・収集される資源物を除く処理・処分が必要なごみ
		燃えないごみ	(直接持込) 家庭から直接、尾張東部衛生組合へ持ち込まれて処理・処分されるごみ
		粗大ごみ	家庭から直接、尾張東部衛生組合へ持ち込まれて処理・処分されるごみ
	資 源 物	収集・拠点回収	家庭から集積所に排出・収集されるまたは拠点回収で集められる資源物
		団体回収	団体回収により集められた資源物
		新聞店回収	新聞店で回収された資源物
	事 業 系 ご み	事業者から排出されるごみ	事業者から排出されるごみ

図1-1 ごみ排出区分の定義

第3項 ごみ処理方法

(1) ごみ処理の流れ

ごみ処理フローの概要は、図1-2に示すとおりです。

本市から発生する燃えるごみ、燃えないごみ及び粗大ごみの中間処理は、尾張東部衛生組合で行っています。中間処理後の焼却残渣及び破碎残渣（最終処分量）は、尾張東部衛生組合が所有する瀬戸市北丘町にある一般廃棄物最終処分場及び（公財）愛知臨海環境整備センターにて埋め立て処分を行っています。

本市から発生する資源物については、民間事業者に処理を委託し適切に資源化を行っています。

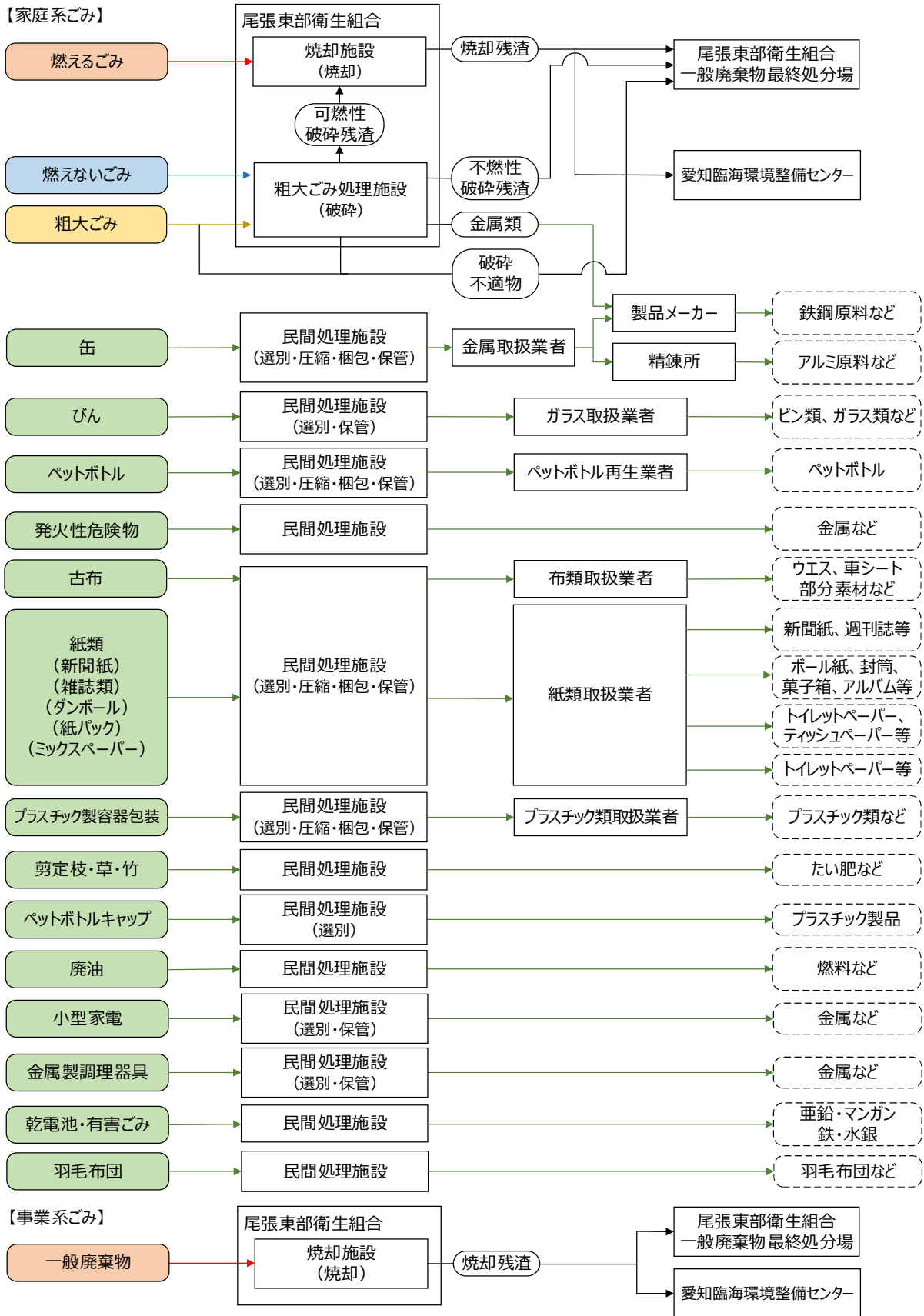


図 1 - 2 ごみ処理フロー (令和 5 (2023) 年度)

(2) 資源化施設の概要

資源物は、定期収集と合わせて拠点回収を行っています。拠点回収は、瀬戸市資源リサイクルセンターで行っており、以下の品目の持込みができます。瀬戸市資源リサイクルセンターの概要は、表1-3に示すとおりです。

表1-3 瀬戸市資源リサイクルセンターの概要

施設名称	瀬戸市資源リサイクルセンター
所在地	瀬戸市東吉田町2番地の1
受入品目	びん類、缶類、ペットボトル、紙類、古布、プラスチック製容器包装、トレイ類、発泡スチロール、電池類、スプレー缶、廃食用油、金属製調理器具類、小型家電類、使い捨てライター

資料：清掃事業の概要

(3) ごみ処理施設の概要

燃えるごみ、燃えないごみ及び粗大ごみの中間処理施設の概要は表1-4に示すとおりです。焼却施設及び粗大ごみ処理施設ともに供用開始から約30年以上が経過しています。

尾張東部衛生組合が所有する一般廃棄物最終処分場の概要は、表1-5に示すとおりであり、埋立終了年度は、令和29(2047)年度となっています。

表1-4 中間処理施設の概要

施設名称	尾張東部衛生組合 晴丘センター	
所在地	尾張旭市晴丘町東33の1	
敷地面積	18,976m ²	
処理施設	焼却施設	粗大ごみ処理施設
処理方式	全連続燃焼式	破碎
処理能力	300 t/24h (150 t/24h×2 炉)	横型回転式破碎機 50 t/5h 剪断式破碎機 5 t/5h
供用開始	平成4年4月	平成2年4月

資料：事業の概要 尾張東部衛生組合

表1-5 一般廃棄物最終処分場の概要

施設名称	尾張東部衛生組合 一般廃棄物最終処分場
所在地	瀬戸市北丘町296番地
埋立面積	21,000m ²
全体容量	200,000m ³
埋立開始	平成14年4月

資料：事業の概要 尾張東部衛生組合

第4項 ごみ排出量、処理量及び資源化の状況

(1) ごみ排出量の実績

過去10年間のごみ排出量の実績は、表1-6、図1-3に示すとおりです。ごみ総排出量は増減を繰り返しばば横ばいの状況が続いていましたが、令和元(2019)年度から令和3(2021)年度にかけて減少傾向であり、令和4(2022)年度では総ごみ排出量38,930t/年となっています。

表1-6 ごみ排出量の実績

(単位：t/年)

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4		
家庭系ごみ	燃えるごみ	直営・委託収集	25,673.29	25,495.34	25,780.10	25,185.28	25,463.47	25,263.21	25,402.79	25,254.24	24,406.22	23,194.15	
		直接持込	1,293.76	1,291.88	1,418.71	1,139.15	1,325.63	906.25	1,777.93	1,665.05	1,669.19	1,625.07	
		小計	26,967.05	26,787.22	27,198.81	26,324.43	26,789.10	26,169.46	27,180.72	26,919.29	26,075.41	24,819.22	
	燃えないごみ	直営・委託収集	1,022.08	840.78	843.15	759.60	815.25	850.11	852.15	962.24	855.40	797.21	
		直接持込	62.42	85.68	85.96	92.88	111.34	128.01	168.90	167.79	140.65	156.25	
		小計	1,084.50	926.46	929.11	852.48	926.59	978.12	1,021.05	1,130.03	996.05	953.46	
	粗大ごみ	直営・委託収集	149.75	381.70	511.46	528.49	344.33	368.57	380.88	429.24	433.37	405.18	
		直接持込	161.94	180.97	217.13	220.76	236.90	263.66	272.44	274.94	257.51	263.79	
		小計	311.69	562.67	728.59	749.25	581.23	632.23	653.32	704.18	690.88	668.97	
	資源物	びん	カレット	745.82	783.58	770.69	778.15	749.51	725.36	687.68	702.70	668.74	640.24
			リターナブル瓶	16.30	15.82	17.68	17.49	16.40	14.16	12.65	13.78	14.32	13.68
			小計	762.12	799.40	788.37	795.64	765.91	739.52	700.33	716.48	683.06	653.92
缶類		スチール缶	118.28	139.77	132.46	129.79	124.30	113.26	110.56	110.46	109.52	100.56	
		アルミ缶	83.52	124.05	127.97	121.80	123.37	121.15	123.98	128.12	128.73	117.99	
		スプレー缶	2.38	26.55	32.35	33.97	34.90	38.42	38.10	40.87	41.63	41.85	
		小計	204.18	290.37	292.78	285.56	282.57	272.83	272.64	279.45	279.88	260.40	
ペットボトル		259.64	244.48	244.83	245.81	254.11	258.81	269.24	273.54	286.13	307.04		
プラスチック製容器包装		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	322.16	
紙類		新聞紙	1,156.02	1,023.36	941.06	815.07	750.37	706.70	680.25	514.00	592.22	565.93	
		雑誌	1,503.03	1,309.39	1,216.46	1,056.23	901.74	826.33	749.27	638.40	597.04	555.06	
		ミックスペーパー※	-	-	-	-	110.39	115.61	130.02	205.79	280.24	439.25	
	段ボール	752.24	700.08	651.20	600.89	587.45	567.37	537.90	563.19	561.76	551.20		
	紙バック	4.03	7.15	7.54	7.70	7.43	7.42	7.77	11.87	9.42	10.42		
	小計	3,415.32	3,039.98	2,816.26	2,479.89	2,357.38	2,223.43	2,105.21	1,933.25	2,040.68	2,121.86		
古布	295.70	285.63	299.70	272.62	285.16	292.20	297.83	328.02	365.15	390.16			
その他	廃油	3.74	3.50	4.10	3.92	3.64	3.54	3.46	2.92	3.03	2.53		
	金属製調理器具	4.22	4.57	5.82	6.20	7.85	8.40	8.93	8.66	8.46	8.42		
	乾電池・二次電池	31.72	21.81	24.47	24.05	23.86	27.59	30.85	33.41	31.52	32.09		
	小計	39.68	29.88	34.39	34.17	35.35	39.53	43.24	44.99	43.01	43.04		
小型家電	65.98	76.89	70.34	86.75	97.49	115.22	136.04	135.17	116.77	110.30			
小計	5,042.62	4,766.63	4,546.67	4,200.44	4,077.97	3,941.54	3,824.53	3,710.90	3,814.68	4,208.88			
団体回収	缶類	14.99	17.08	15.66	16.56	17.14	16.27	18.60	14.47	13.35	13.39		
	新聞紙	765.40	796.10	695.39	664.99	634.31	579.83	537.82	415.97	392.62	342.65		
	雑誌	439.88	459.91	415.55	408.60	441.01	417.39	388.14	387.17	329.41	316.01		
	ミックスペーパー	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
	段ボール	254.04	280.53	264.61	272.18	274.51	262.88	263.84	238.04	232.21	231.58		
	紙バック	12.81	13.34	11.83	11.21	10.75	10.57	10.22	9.23	8.55	8.38		
	古布	52.58	56.91	55.52	52.43	58.16	56.54	69.92	58.62	62.85	67.96		
小計	1,539.70	1,623.87	1,458.56	1,425.97	1,435.88	1,343.48	1,288.54	1,123.50	1,038.99	979.97			
新聞店回収	1,229.47	1,164.20	1,257.49	1,140.82	1,054.21	951.10	852.92	736.34	730.55	686.92			
小計	7,811.79	7,554.70	7,262.72	6,767.23	6,568.06	6,236.12	5,965.99	5,570.74	5,584.22	5,875.77			
合計	36,175.03	35,831.05	36,119.23	34,693.39	34,864.98	34,015.93	34,821.08	34,324.24	33,346.56	32,317.42			
事業系ごみ	5,923.28	6,066.06	6,120.91	6,475.63	6,762.37	6,613.22	6,666.72	6,150.54	6,505.22	6,612.44			
合計	42,098.31	41,897.11	42,240.14	41,169.02	41,627.35	40,629.15	41,487.80	40,474.78	39,851.78	38,929.86			

※：平成28年度までは雑誌を雑紙とあわせて集計していたが、平成29年度から禁忌品も資源化できる体制を取り、ミックスペーパー（新聞紙・段ボール・雑誌類・紙バック以外の汚れていない紙）として個別集計を開始した。

※：事業系ごみの令和2年度の内訳：燃えるごみ6,115.90t+燃えないごみ0.91t+粗大ごみ33.73t

※：事業系ごみの令和3年度の内訳：燃えるごみ6,450.50t+燃えないごみ0.07t+粗大ごみ54.65t

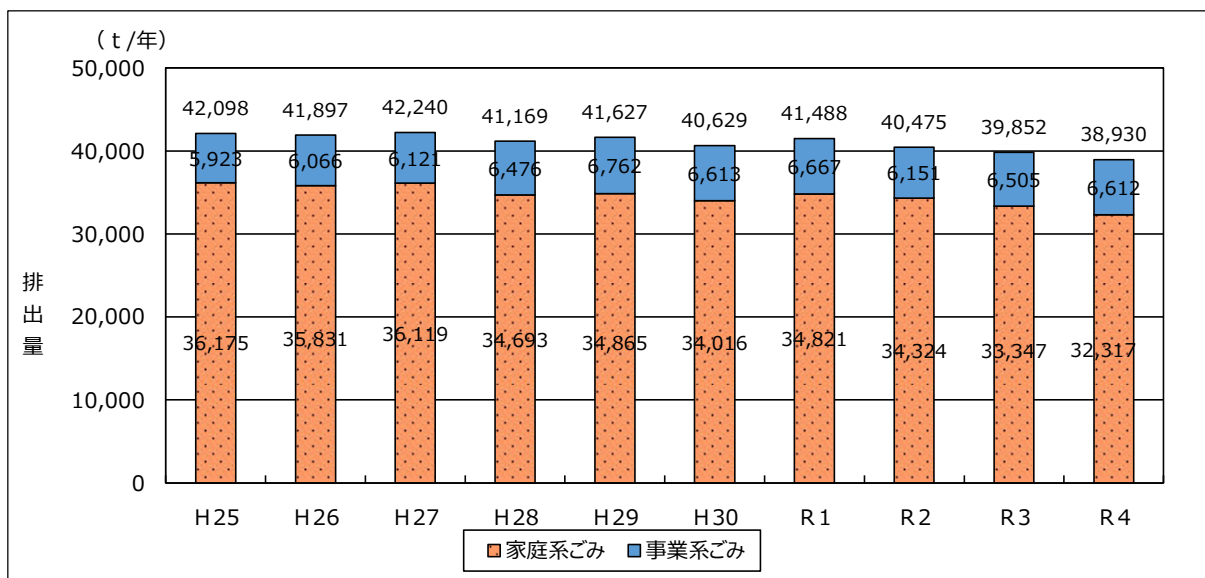


図1-3 総ごみ排出量の推移

(2) ごみ処理・処分量の実績

本市のごみ処理・処分量の実績は、表1-7、図1-4及び図1-5に示すとおりです。

焼却施設処理量は、減少傾向を示しており、令和4（2022）年度に32,334 t/年、粗大ごみ処理施設処理量は、増減を繰り返しており、令和4（2022）年度に1,622 t/年となっています。

最終処分量は、減少傾向を示しており、令和4（2022）年度に4,023 t/年となっています。

表1-7 ごみ処理・処分量の実績

		(単位: t/年)									
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
焼却施設	焼却施設処理量 ^{※1}	33,558	33,664	34,274	33,711	34,390	33,554	34,644	33,841	33,410	32,334
	燃えるごみ搬入量	32,890	32,853	33,320	32,800	33,551	32,783	33,847	33,035	32,526	31,432
	紙類抜き取り量	17	17	20	20	20	18	22	20	21	20
	可燃性破砕残渣量	685	828	974	931	859	789	819	826	905	922
	処理残渣計	4,637	4,683	4,617	4,499	4,394	4,260	4,188	4,142	3,672	3,735
	焼却灰	4,635	4,681	4,603	4,449	4,336	4,201	4,136	4,089	3,643	3,695
	金属類	2	2	14	50	58	59	52	53	29	40
焼却施設資源回収量 ^{※2}	19	19	34	70	78	77	74	73	50	60	
粗大ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設処理量	1,396	1,489	1,658	1,602	1,508	1,610	1,674	1,869	1,742	1,622
	燃えないごみ搬入量	1,085	926	929	852	927	978	1,021	1,131	996	953
	粗大ごみ搬入量	312	563	729	749	581	632	653	738	746	669
	処理残渣計	1,396	1,490	1,655	1,598	1,510	1,596	1,660	1,870	1,742	1,622
	可燃性破砕残渣	685	828	974	931	859	789	819	826	905	922
	不燃性破砕残渣	342	269	278	247	243	352	375	445	369	309
	破砕不適物	-	2	3	5	11	14	13	22	15	19
	鉄	325	343	357	371	339	379	398	504	405	327
	アルミ	25	27	25	25	34	40	37	52	31	31
	小型家電	19	21	18	19	24	22	18	21	17	14
粗大ごみ処理施設資源回収量 ^{※3}	369	391	400	415	397	441	453	577	453	372	
最終処分場	最終処分量	4,977	4,952	4,884	4,701	4,590	4,567	4,524	4,556	4,027	4,023
	焼却灰	4,635	4,681	4,603	4,449	4,336	4,201	4,136	4,089	3,643	3,695
	不燃性破砕残渣	342	269	278	247	243	352	375	445	369	309
	破砕不適物	-	2	3	5	11	14	13	22	15	19

注) 燃えるごみ、燃えないごみ及び粗大ごみ搬入量を除く処理・処分量は、尾張東部衛生組合での処理・処分量を本市、尾張旭市、長久手市で按分した量となる。

※1: 焼却施設処理量: 燃えるごみ搬入量 - 紙類抜き取り量 + 可燃性破砕残渣

※2: 焼却施設資源回収量: 紙類抜き取り量 + 金属類

※3: 粗大ごみ処理施設資源回収量: 鉄 + アルミ + 小型家電

資料: 事業の概要 尾張東部衛生組合

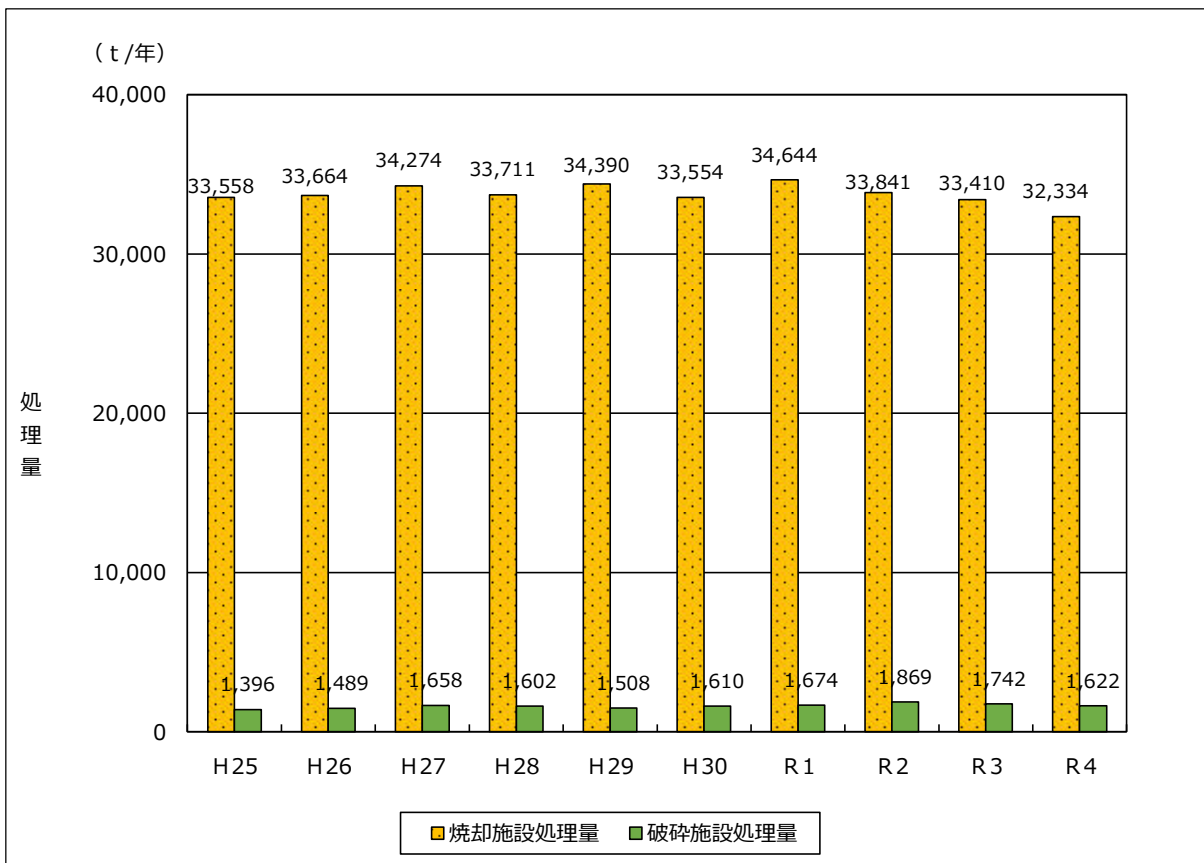


図1-4 中間処理量の推移

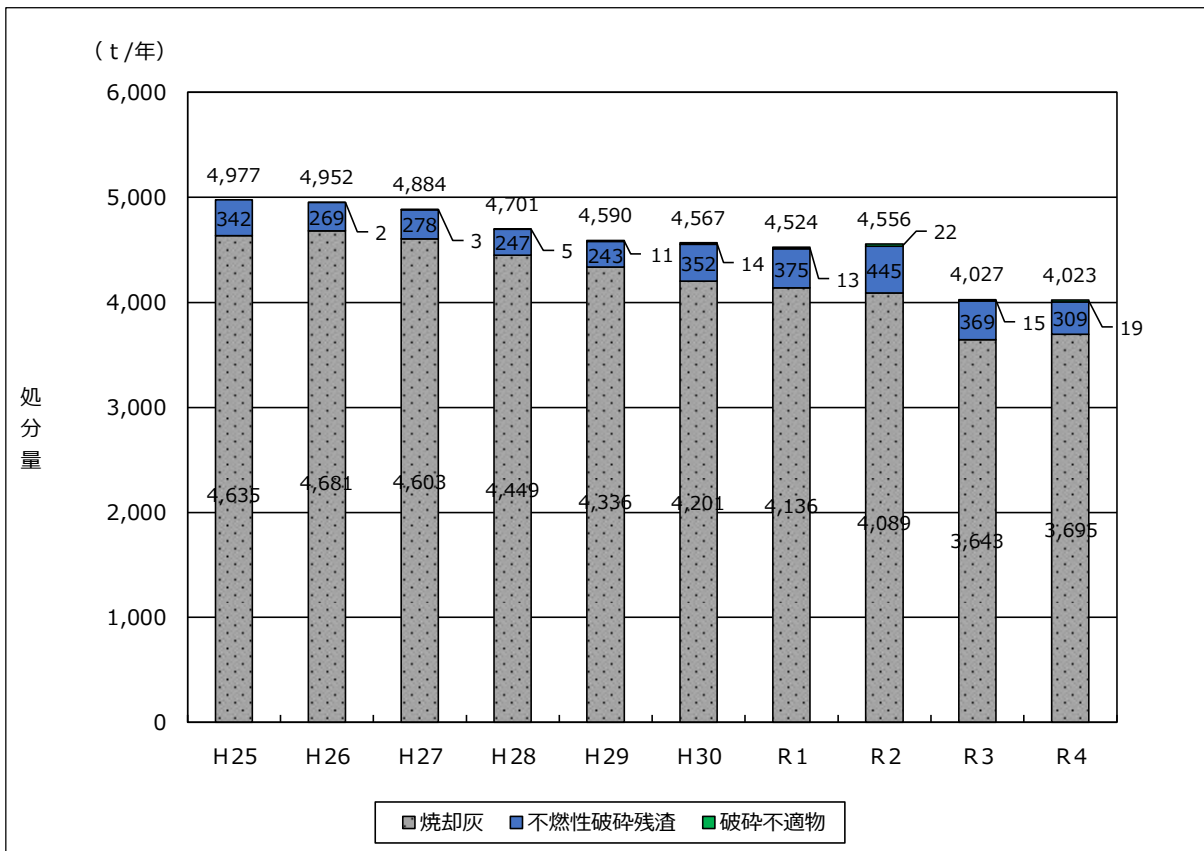


図1-5 最終処分量の推移

(3) 資源化の状況

本市の資源化量及び資源化率の推移は、表1-8、図1-6に示すとおりです。資源化量及び資源化率は、令和2(2020)年度にかけて減少しました。資源化量の内、資源物量は紙類の収集量の増加及び令和4年10月から開始したプラスチック製容器包装の分別収集の影響により増加しています。その結果、令和4(2022)年度の資源化量は6,308t/年、資源化率は16.2%となりました。

表1-8 資源化量及び資源化率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
総ごみ排出量	42,098	41,897	42,240	41,169	41,627	40,629	41,488	40,475	39,852	38,930
資源物量	7,812	7,555	7,263	6,767	6,568	6,236	5,966	5,571	5,584	5,876
焼却施設資源回収量	19	19	34	70	78	77	74	73	50	60
粗大ごみ処理施設資源回収量	369	391	400	415	397	441	453	577	453	372
資源化量合計	8,200	7,965	7,697	7,252	7,043	6,754	6,493	6,221	6,087	6,308
資源化率※	19.5%	19.0%	18.2%	17.6%	16.9%	16.6%	15.7%	15.4%	15.3%	16.2%

※資源化率=資源化量(資源物量+焼却施設資源回収量+粗大ごみ処理施設資源回収量)÷総ごみ排出量
資料：事業の概要 尾張東部衛生組合

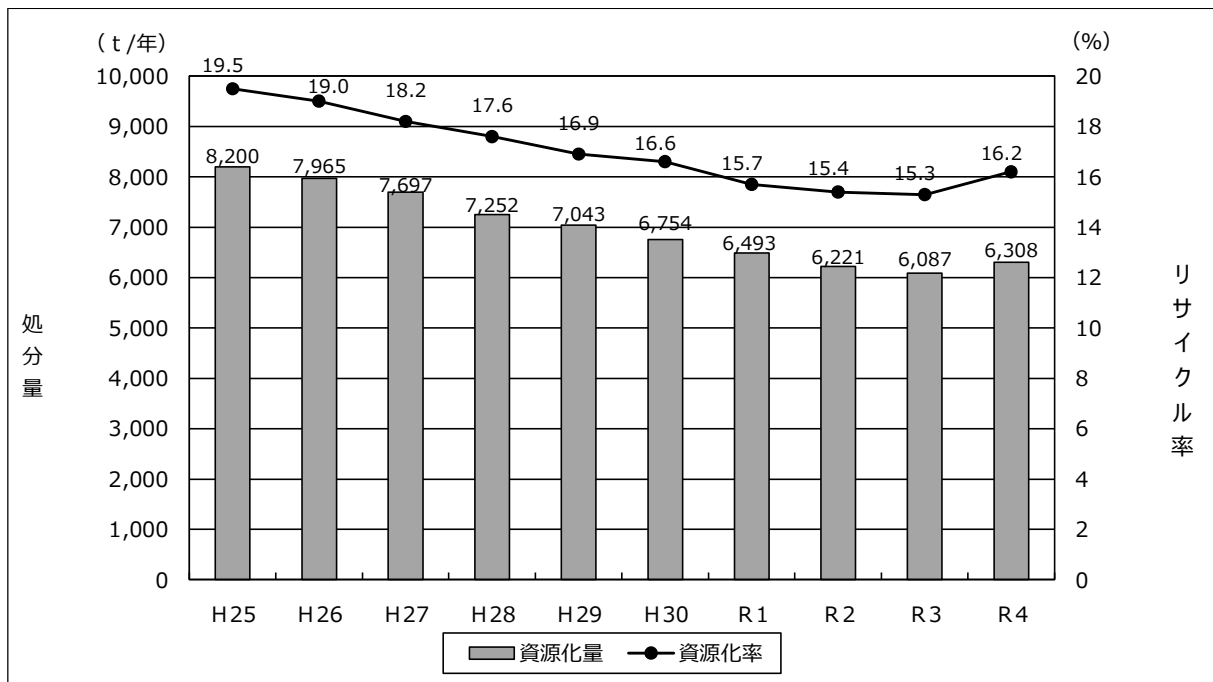


図1-6 資源化量及び資源化率の推移

第5項 市で取り扱わないごみ

本市では、特定家庭用機器再商品化法(平成10(1998)年法律第97号)に基づく家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)、自動車リサイクル法に基づく自動車部品、建築廃材、タイヤや消火器などの適正な処理が困難である廃棄物、有害性・危険性がある劇薬・農薬などの薬品類及び自宅治療で使用した医療系廃棄物については、収集・処理を行わないものとしています。これらの廃棄物の適正な処理方法について、市民・事業者へ情報提供を行い、周知徹底を図っています。

第2節 ごみ組成調査結果

第1項 燃えるごみ組成調査結果

令和元（2019）年度から令和4（2022）年度に実施した燃えるごみ組成調査の結果は、表1-9に示すとおりです。

令和4（2022）年度では、調理くずが17.3%と最も多く、次いでプラスチック製容器包装が12.6%、紙類（資源紙類、ミックスペーパー）が11.2%であり、分別により資源化が見込めるものが多く含まれていました。食べ残し・手つかず食品・調味料を併せた食品ロスは13.2%であり、発生抑制が可能な生ごみが多く含まれている状況です。

燃えるごみ、不燃物、資源物などに区分した組成結果は、図1-7に示すとおりであり、燃えるごみの中で食品ロスや資源物（プラスチック製容器包装含む）が占める割合は、増加傾向にあります。

表1-9 燃えるごみの組成別重量及び比率

大分類	中分類	R1		R2		R3		R4	
		重量 (kg)	比率 (%)	重量 (kg)	比率 (%)	重量 (kg)	比率 (%)	重量 (kg)	比率 (%)
生ごみ	調理くず	41.56	15.9	33.90	14.1	50.95	20.8	60.29	17.3
	食べ残し	7.45	2.9	13.55	5.6	8.73	3.6	31.32	9.0
	手つかず食品	6.50	2.5	11.88	4.9	12.68	5.2	12.98	3.7
	調味料	0.23	0.1	1.11	0.5	1.12	0.5	1.85	0.5
	混在品（仕分け不可）	22.59	8.7	50.91	21.2	14.04	5.7	7.97	2.3
紙類	資源紙類 （ミックスペーパー以外）	12.07	4.6	7.71	3.2	8.83	3.6	13.55	3.9
	ミックスペーパー	18.02	6.9	11.07	4.6	19.96	8.1	25.54	7.3
	その他の紙類	9.35	3.6	19.08	7.9	22.48	9.2	24.34	7.0
プラスチック類	プラスチック製容器包装	22.05	8.5	17.77	7.4	28.37	11.6	43.99	12.6
	ペットボトル	2.24	0.9	1.11	0.5	1.91	0.8	1.60	0.5
	その他プラスチック	17.02	6.5	19.12	7.9	19.60	8.0	7.34	2.1
その他 可燃ごみ	布類	8.70	3.3	6.33	2.6	14.30	5.8	8.46	2.4
	ゴム・皮革類	4.20	1.6	2.83	1.2	5.56	2.3	3.62	1.0
	木・草類	5.48	2.1	7.69	3.2	8.34	3.4	31.68	9.1
	紙おむつ	21.29	8.2	13.00	5.4	11.51	4.7	32.12	9.2
	その他可燃ごみ	59.32	22.7	15.61	6.5	11.43	4.7	32.18	9.2
びん・缶	びん・缶	0.41	0.2	0.26	0.1	2.66	1.1	0.66	0.2
乾電池	乾電池	0.01	0.0	0.00	0.0	0.10	0.0	0.00	0.0
不燃物	不燃物	1.16	0.4	1.53	0.6	2.39	1.0	3.97	1.1
適正処理 困難物	適正処理困難物	1.22	0.5	6.11	2.5	0.00	0.0	4.51	1.3
合計		260.87	100.0	240.57	100.0	244.96	100.0	347.97	100.0

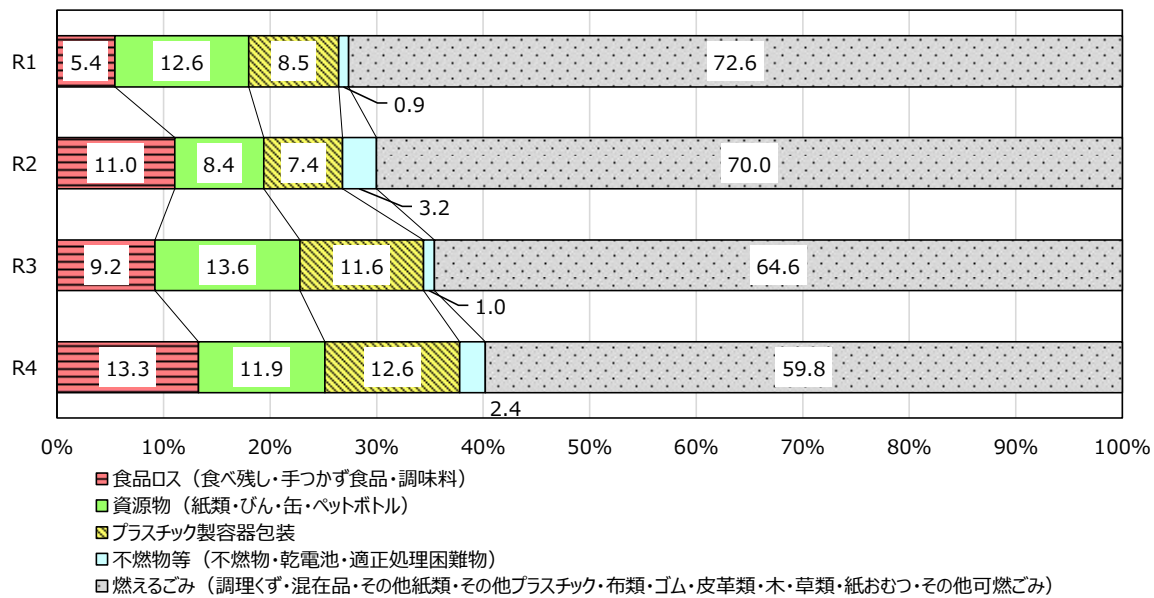


図1-7 燃えるごみ組成別比率の比較



食品ロスのうち手つかず食品



水切りで減量が見込める調理くず



資源化品目に追加したプラスチック製容器包装



紙類の中で混入が多いミックスペーパー

第2項 燃えないごみ組成調査結果

令和元（2019）年度から令和4（2022）年度に実施した燃えないごみ組成調査の結果は、表1-10に示すとおりです。

令和4（2022）年度では、小型家電類が23.7%と最も多く、次いで金属類が19.2%となっています。

不燃物、資源物、燃えるごみなどに区分した組成結果は、図1-8に示すとおりであり、分別されなければならない資源物と燃えるごみの割合が高くなっています。

表1-10 燃えないごみの組成別重量及び比率

大分類	中分類	R1		R2		R3		R4	
		重量(kg)	比率(%)	重量(kg)	比率(%)	重量(kg)	比率(%)	重量(kg)	比率(%)
生ごみ	生ごみ	0.00	0.0	1.99	0.2	0.00	0.0	0.00	0.0
紙類	紙類	0.30	0.1	3.43	0.4	1.74	0.2	1.23	0.2
プラスチック類	プラスチック類	9.48	3.2	31.27	3.4	31.30	3.9	23.13	4.1
その他可燃ごみ	その他可燃ごみ	11.24	3.8	27.58	3.0	32.96	4.1	31.89	5.7
びん・缶	びん・缶	2.45	0.8	16.79	1.8	12.21	1.5	18.79	3.3
乾電池	乾電池	0.99	0.3	3.25	0.4	1.78	0.2	0.99	0.2
不燃物	金属類	70.01	23.9	106.28	11.6	104.07	13.1	107.69	19.2
	金属製調理器具	27.37	9.3	55.18	6.0	64.02	8.0	24.09	4.3
	ガラス類	23.52	8.0	86.48	9.4	50.78	6.4	43.15	7.7
	陶器類	60.13	20.5	215.08	23.5	195.15	24.5	70.17	12.5
	蛍光灯類	8.14	2.8	13.41	1.5	9.06	1.1	6.56	1.2
	小型家電類	42.58	14.5	181.23	19.8	181.10	22.7	132.76	23.7
	電気ケーブル類	5.98	2.0	16.46	1.8	16.43	2.1	23.58	4.2
	小型充電式電池内蔵製品	0.80	0.3	1.51	0.2	5.76	0.7	3.52	0.6
その他不燃物	30.53	10.4	137.05	15.0	90.62	11.4	73.08	13.0	
適正処理困難物	適正処理困難物	0.00	0.0	18.30	2.0	0.00	0.0	0.56	0.1
合計		293.52	100.0	915.29	100.0	796.98	100.0	561.19	100.0

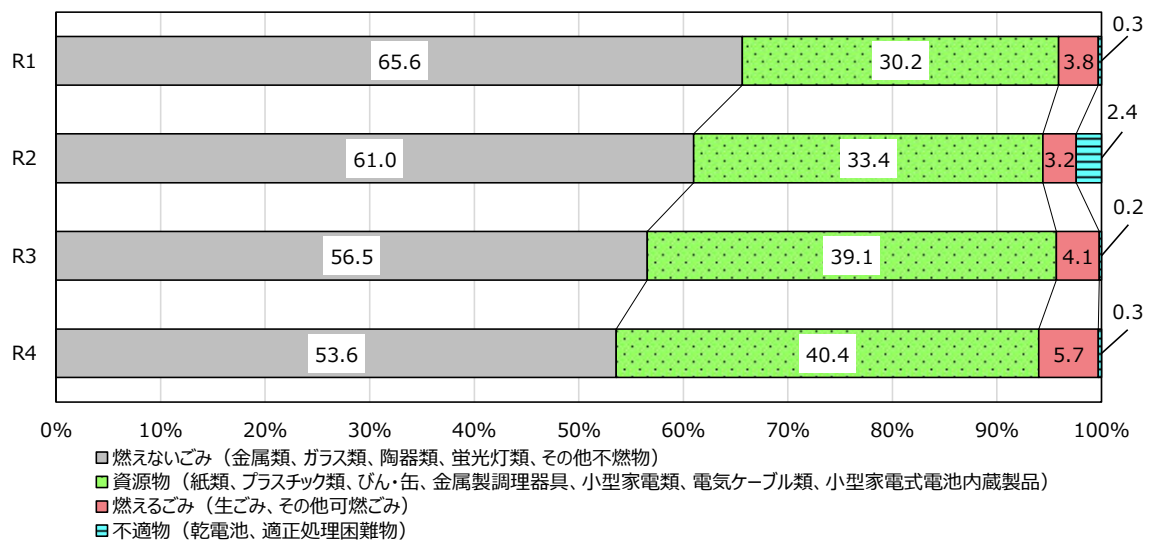


図1-8 燃えないごみ組成別比率の比較

第3節 ごみ処理経費

本市のごみ処理経費（組合分担金含む）の推移は、表1-11、図1-9に示すとおりです。

平成28（2016）年度から平成29（2017）年度にごみ処理経費が大幅に増加していますが、これは、行政が一部で実施していた燃えるごみの収集運搬業務を、全面的に委託化したことが要因です。令和3（2021）年度から令和4（2022）年度においても、収集運搬の委託契約の更新に伴い増加しています。また、平成29（2017）年度から平成30（2018）年度にかけて、尾張東部衛生組合のごみ焼却施設の延命化工事により費用が増加しています。

令和4（2022）年度の建設改良費を除くごみ処理経費の合計は、915,642千円となりました。1tあたりごみ処理経費は23,944円で、市民1人あたりのごみ処理経費は7,152円と多額の経費が掛かっています。

表1-11 ごみ処理経費の推移

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
建設改良費	組合分担金	0	0	0	0	0	2,078	6,016	118,353	287,720	2,932
処理及び 維持管理費	一般職	37,823	42,282	39,201	40,421	43,644	50,267	36,762	39,376	39,923	52,375
	収集運搬費	137,754	126,545	120,121	106,306	98,733	101,279	100,700	104,311	103,528	112,511
	計	175,577	168,827	159,322	146,727	142,377	151,546	137,462	143,687	143,451	164,886
	委託費	274,069	245,536	269,192	256,330	336,652	336,652	339,769	342,887	342,886	386,356
	中間処理費	22,465	12,690	20,130	13,130	16,423	16,604	16,881	18,416	18,616	30,937
	計	296,534	258,226	289,322	269,460	353,075	353,256	356,650	361,303	361,502	417,293
	組合分担金	274,943	262,224	223,215	243,117	303,010	307,056	272,103	272,103	236,675	292,691
	計	747,054	689,277	671,859	659,304	798,462	811,858	766,215	777,093	741,628	874,870
その他		49,250	51,326	35,794	43,561	34,530	36,505	39,721	26,059	33,114	40,772
	計	796,304	740,603	707,653	702,865	832,992	850,441	811,952	921,505	1,062,462	918,574
	計（建設改良費除く）	796,304	740,603	707,653	702,865	832,992	848,363	805,936	803,152	774,742	915,642
	1tあたりごみ処理経費	19,484	18,172	17,267	17,559	20,529	21,381	19,834	20,211	19,804	23,944
	1人あたりごみ処理経費	6,046	5,642	5,415	5,394	6,413	6,549	6,228	6,221	6,031	7,152

（単位：千円）

資料：一般廃棄物処理実態調査

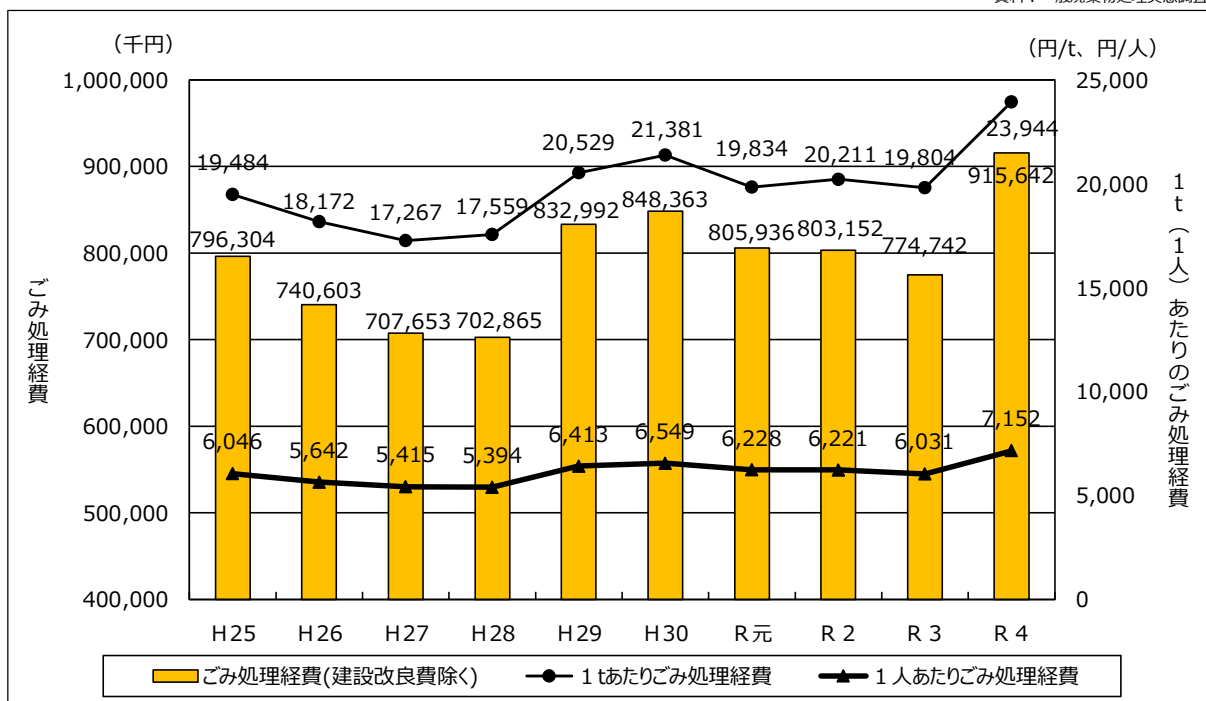


図1-9 ごみ処理経費の推移

第4節 ごみ処理の現状評価

第1項 前計画の取り組み状況

前計画の施策の実施状況を表1-12に示します。

表1-12(1) 前計画の施策の実施状況

注) 赤太字は重点項目を示す。

基本方針	施策	項目	実施状況
1 意識向上・協働 ～ごみ問題は「自分ごと」～	市民・事業者への 情報提供	様々な媒体・機会を用いた情報提供	○ 「ごみ・資源物の収集カレンダー」、「ごみ・資源物の出し方」を毎年更新し配布した。 ・広報せと、市ホームページをはじめ、行政情報番組（ケーブルテレビ、コミュニティFM）、チラシ配布、ポスター掲示を活用して情報を提供した。 ・各町内会の衛生委員を対象とした勉強会や自治会と協働した説明会を実施したほか、チラシの回覧を行った。 ・「せとまちアプリ」によるごみ出し日プッシュ通知、ごみ出しアプリ「さんあ〜る」の運用を開始した。 ・啓発チラシを作成し、イベントなどで配布した。 ・動画を活用した啓発を実施（発火性危険物、プラスチック製容器包装の分別）した。 ・LINEを活用し、分別の情報を提供した。 ・ごみ収集車の車両側面を活用した啓発を実施した。
		事業者団体との協働	○ 事業系ごみの削減に向け、商工会議所を通じ啓発チラシを配布した。また、市内事業所に向け、適正処理の啓発チラシを個別送付し、呼びかけを行った。
		市民参加のごみ減量PRの実施	○ ごみ減量推進会議と協働して「みんなの生活展」などの市内で実施されるイベントに参加し、市民へ対面でごみに関する情報提供を行った。
	環境教育・環境学習の促進	学校教育におけるごみに関する学習の実施	○ 既存の出前講座や地域清掃への協力に加えて、オンラインでの授業参加を行った。
		学習拠点の充実	△ 環境学習の拠点として、資源リサイクルセンターに「環境ひろば」を開設したが、市民に浸透するまでの取り組みにはならなかった。
		行政主体の環境教育・環境学習の実施	△ 「せと環境塾」の中で、ごみに関するバスツアー、古布リサイクル講座、エコクッキング教室などを開催し、参加者に対し対面で啓発することができたが、広く多くの市民に啓発する取り組みまでには至らなかった。
	排出抑制・資源化意識の向上に向けた取り組みの促進	地域や自治会での取り組みに対する支援の仕組みづくり	○ 地域や自治会への説明を要請に応じて対応した。開催の要請数などに地域差はあるものの、市民に直接説明する場として学習会は有効な取り組みであった。プラスチック製容器包装の分別収集や有料化制度の開始にあたり、自治会などからの依頼に応じて学習会を開催した。
		市民・事業者がごみについて相談できる体制づくり	○ 衛生委員の委嘱式に参加し、既存のごみに関する啓発を行うとともに、相談先について積極的に地域への周知を行った。
		地域の実情にあった衛生委員などの活動の推進	△ 地域により衛生委員などの役員が担う役割に差があり、衛生委員などと協働した効果的な取り組みを行なうまでには至らなかった。
	家庭系ごみの適正負担の検討	家庭系ごみの処理コスト・処理手数料徴収に関する検討	○ 平成23（2011）年度に開始した粗大ごみの有料化に加え、燃えるごみ及び燃えないごみについても、令和5（2023）年9月1日から有料化を開始した。

○：施策を実施。△：施策を実施したが不十分。×：着手、実施なし。

表 1 - 12(2) 前計画の施策の実施状況

注) 赤太字は重点項目を示す。

基本方針	施策	項目	実施状況
2 発生抑制 ～ごみを買わずに身軽な生活～	家庭からの生ごみの減量促進	家庭での生ごみの発生抑制・減量手法の普及・促進	△ 生ごみの水切りアイデア募集、環境にやさしい料理教室の開催、食品ロス削減に関する事業所視察などを実施したが、継続した普及・促進の取り組みには至らなかった。
		生ごみ減量に取り組む家庭・地域への支援	○ 令和4（2022）年10月から、生ごみの減量を実施する家庭などに対して、ごみ減量化容器などの補助金交付を開始した。
		地域における大型生ごみ処理機貸与などの検討	× 機器のレンタルなどにより、モデル地区に一定期間貸与などを行うことを想定していたが、実施には至らなかった。
	発生抑制（リデュース）の促進	容器包装ごみの発生抑制	○ ミックスペーパーの回収を強化するため、積極的な啓発を実施した。また、資源物指定袋を新たに作成し、令和4（2022）年10月からプラスチック製容器包装の分別収集を実施した。
		安易にごみを出さない消費行動の促進	○ 食品ロス削減の啓発を中心に取り組みを実施した。
		リサイクル商品、再生しやすい商品の利用拡大	× 市ではグリーン購入を推進しているが、市民に対して周知・啓発ができていない。
	再使用（リユース）の促進	資源リサイクルセンターのリユース機能の充実	△ 資源リサイクルセンターにておもちゃ病院、古布リサイクル講座、ミニリサイクルマーケットを定期的に開催した。また、平成27（2015）年度から年末の資源物臨時回収拠点を開設したが、コロナ禍の影響を受け令和2（2022）年度から開催中止となった。
		事業者との連携によるリユースなどの機会の活用	○ リユースショップの紹介を市ホームページ、「ごみ・資源物の出し方」にて実施した。
		リサイクルマーケットの開催支援	△ リサイクルマーケットの開催マニュアルを作成し支援を行ったが、近年はコロナ禍もあり、リサイクルマーケット自体が開催されなかった。
	3 資源化 ～捨てればごみ、活かせば資源～	資源ごみ分別の徹底	雑がみ回収の更なる強化
あらゆる資源回収機会の活用		事業所と連携した資源回収の普及促進	○ スーパーマーケットなどの店頭における資源物回収実施店舗、品目、買い替え引取りができるホームセンター、民間の紙回収ステーションの紹介をホームページなどで実施した。
		集団回収の促進	○ ごみ減量活動団体に交付している奨励金の対象品目を紙類だけでなく、缶類まで拡大した。また、交付金額を回収方法別に設定し、より効果的な啓発となるように制度の見直しを行った。
		店頭回収の促進	○ スーパーマーケットなど店頭における資源物回収実施店舗・品目、買い替え引取りができるホームセンターの紹介をホームページなどで実施した。
		小規模事業所における資源回収の仕組みづくり	○ 回収形態は異なるが、民間事業者が設置している紙類回収拠点に関し、場所を把握し市ホームページに掲載した。
資源回収拠点の充実		資源回収機能の充実	○ ・年末の資源物臨時拠点回収「分けっこ広場」を開設した。 ・雑がみの取扱い品目を拡大（名称をミックスペーパーへ）した。 ・「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に賛同し、小型家電回収を強化した。 ・スーパーなど店頭における資源物回収実施店舗・品目を紹介した。 ・充電電池の分別収集を開始した。 ・民間の紙など回収ステーションの地域での活用促進の啓発を行った。 ・リネットジャパンによるパソコンなどの回収事業活用を開始した。 ・資源リサイクルセンター回収品目にプラスチック製容器包装を追加した。 ・剪定枝、羽毛布団の資源化を開始した。

○：施策を実施。△：施策を実施したが不十分。×：着手、実施なし。

表 1 - 12(3) 前計画の施策の実施状況

注) 赤太字は重点項目を示す。

b>

基本方針	施策	項目	実施状況
3 資源化 ～捨てればごみ、活かせば資源～	資源回収品目拡充 に向けた検討	廃陶磁器の資源化の促進	× 「R e瀬戸」は手法として確立されたが、設備にコストが掛かるとともに、商品も割高となるため、採算性の確保が難しく、実施に至らなかった。
		容器包装プラスチックの資源化に向けた検討	○ 令和4（2022）年10月からプラスチック製容器包装の分別収集を開始した。
	ごみ出しルールの徹底	ごみ分別の啓発資料の充実	○ 現行の「ごみ・資源物の出し方」チラシに加え、市ホームページやアプリ、LINEなど様々な媒体を使用し、啓発資料の充実を図った。
		転入者・外国人などへの説明の実施	○ 転入者に対しては、転入手続きの際にごみの出し方に関する資料を提供した。また、外国人に対しては、5か国語版「ごみ・資源物の出し方」などの啓発資料を作成し、ごみ出しルールの啓発を行った。
	違反ごみ対策の実施	○ ・マナー違反ごみの排出者を特定し、直接注意・啓発を実施した。 ・監視カメラ設置や啓発看板の提供を実施した。	
4 適正なごみ処理 ～未来に向けたしくみづくり～	収集運搬計画	集積場の適正配置	○ 収集効率を考慮しながらも、高齢者への配慮やカラス対策など、地域の実情に合わせた集積所の適正配置に努めた。
		適正かつ効率的な収集運搬体制の確立	○ ・燃えるごみ収集運搬の全面委託化（燃えないごみ・粗大ごみを直営収集へ）を実施した。 ・ごみの収集運搬の最適化に関する情報を収集した。 ・破碎不適物（ブロック・レンガなど）の収集運搬を開始した。 ・各集積所のごみ量、収集車両の積載量などを勘案し、BCP対策を盛り込みながら、適正かつ効率的な収集ルートを設定した。
	中間処理・最終処分計画	民間リサイクル施設との連携	○ 民間の食品リサイクル施設活用推進に向けて、事業者などへの紹介を行った。
		適正かつ効率的な中間処理・最終処分の実施	○ ・ごみ処理施設の広域処理の方向性について、令和3（2021）年3月に広域化ブロック協議会にて決定した。 ・焼却残渣の一部を愛知臨海環境整備センターに搬出するなど、最終処分場の延命化に努めた。
近隣自治体との協力	尾張東部衛生組合、隣接市との連携	○ 近隣市との情報交換や先進事例の視察を実施した。尾張東部衛生組合の一般廃棄物処理基本計画に掲げる施策の推進などに協力した。	
市民・事業者への情報提供	適正なごみ処理に関する情報の提供	○ 「ごみ・資源物の出し方」の内容を毎年度見直して発行した。令和5（2023）年度には、詳細な分別方法を記載した「分別辞書」を発行し、全戸配布を行った。また、広報せとでの連載記事掲載を行ったほか、ごみ出しアプリ「さんあ〜る」を導入し、市民への適切なごみ処理に関する情報提供に努めた。	

○：施策を実施。△：施策を実施したが不十分。×：着手、実施なし。

第2項 前計画の目標達成状況

前計画に掲げた目標の達成状況は、以下のとおりです。

前計画では、燃えるごみ、燃えないごみ及び粗大ごみの直接持込量を事業系ごみとして区分しており、本計画における排出区分の定義と異なるため、同じ排出区分名でも数字が異なる箇所が一部あります。

(1) 家庭系・事業系の総ごみ・資源物排出量【前計画目標】

家庭系・事業系の総ごみ・資源物排出量の推移は、表1-13、図1-10に示すとおりです。ここ10年では増減を繰り返しながら減少傾向となっておりますが、令和4(2022)年度時点で38,930t(H24基準値比10%減)と、目標36,000t(H24基準値比17%減)には届いていません。

表1-13 家庭系・事業系の総ごみ・資源物排出量の推移

	H24 基準値	H25	前計画期間									
			H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5 目標値
家庭系・事業系の 総ごみ・資源物排出量	43,164	42,098	41,897	42,240	41,169	41,627	40,629	41,488	40,475	39,852	38,930	36,000

単位：t/年

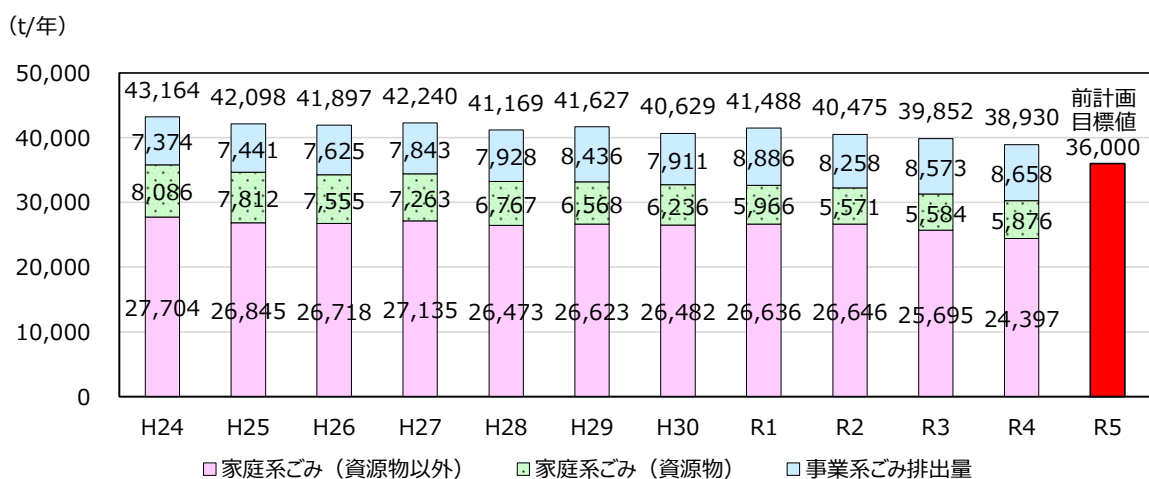


図1-10 家庭系・事業系の総ごみ・資源物排出量の推移

(2) 資源化率(家庭から排出される不要物のうち資源物の割合)【前計画参考指標】

資源化率の推移は、表1-14、図1-11に示すとおりです。平成24(2012)年度以降、令和2(2020)年度までは減少しましたが、令和3(2021)年度に0.6%、令和4(2022)年度に1.5%増加しています。

表1-14 資源化率の推移

	H24 基準値	H25	前計画期間									
			H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5 目標値
資源化率*	22.6%	22.5%	22.0%	21.1%	20.4%	19.8%	19.1%	18.3%	17.3%	17.9%	19.4%	26.4%

単位：t/年

※前計画の資源化率は、資源物量÷家庭系ごみ排出量で算出している。

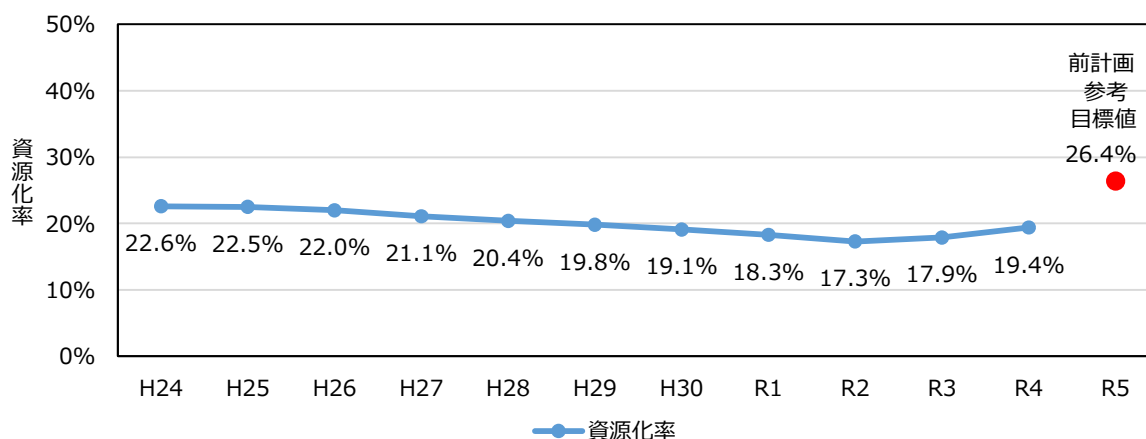


図1-11 資源化率の推移

(3) 1人1日あたりのごみ排出量（家庭系+事業系）【前計画参考指標】

（家庭及び事業所から排出されたごみ量（資源物は除く））

1人1日あたりのごみ排出量（家庭系+事業系（資源物は除く））の推移は表1-15、図1-12に示すとおりです。平成24（2012）年度以降、増減を繰り返しながらもほぼ横ばいで推移していましたが、令和4（2022）年度では708g/人・日となり、他の年度と比べて大きく減少しました。しかしながら、参考目標値の達成には、まだ1人1日あたり99gの減量が必要です。

(4) 家庭系1人1日あたりのごみ・資源物排出量【前計画参考指標】

家庭系1人1日あたりのごみ・資源物排出量の推移は表1-15、図1-12に示すとおりです。平成24（2012）年度以降は減少傾向であり、令和4（2022）年度時点では649g/人・日であり、参考目標値（656g/人・日）を達成しています。

(5) 家庭系1人1日あたりのごみ排出量【前計画参考指標】

（家庭から排出されたごみ量（資源物は除く））

資源を除いた家庭系1人1日あたりのごみ排出量の推移は表1-15、図1-12に示すとおりです。平成24（2012）年度以降、令和2（2020）年度までは、計画当初に若干の減少は見られるものの、ほぼ横ばいで推移しています。令和4（2022）年度では、523g/人・日となっており、参考目標値の達成には1人1日あたり40gの減量が必要です。

表 1 - 15 1 人 1 日あたりのごみ排出量の推移

単位：排出量：t/年、1 人 1 日あたりのごみ排出量：g/人・日

	H24 基準値	H25	前計画期間									
			H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5 目標値
1 人 1 日あたりのごみ排出量（資源物は除く）	727	713	717	731	723	739	727	750	741	731	708	609
家庭系1 人 1 日あたりのごみ・資源物排出量	742	721	715	719	699	700	692	688	684	667	649	656
家庭系1 人 1 日あたりのごみ排出量（資源物は除く）	574	558	558	567	557	562	560	562	565	548	523	483

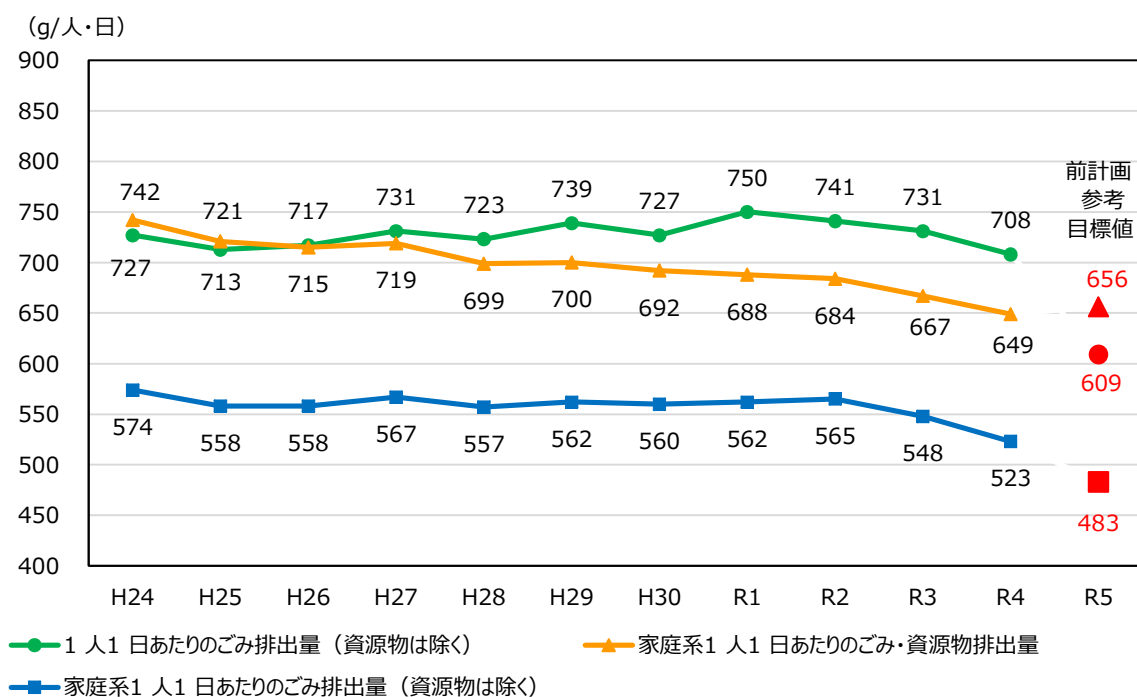


図 1 - 12 1 人 1 日あたりのごみ排出量の推移

(6) 前計画の目標達成状況のまとめ

前計画の目標達成状況のまとめは表1-16に示すとおりです。

「家庭系・事業系の総ごみ・資源物排出量」は、家庭系ごみが減少傾向、事業系ごみが増加傾向であり、目標達成のためには、約2,900t減量することが必要です。

家庭系ごみは、平成24(2012)年度から燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ及び資源物いずれの品目も排出量が減少しました。

一方で、事業系ごみは、平成24(2012)年度から令和元年度までは増加し、令和2(2020)年度は新型コロナウイルスなどの影響により一旦減少しましたが、基準年度(平成24(2012)年度)からは大きく増加しています。

参考指標の推移では、「資源化率」は、令和4(2022)年10月に開始したプラスチック製容器包装の分別収集の影響もあり若干の増加傾向がみられましたが、資源となる品目の流通量の減少や民間の資源回収ステーション増加などの影響を受け、参考目標値の達成には至りませんでした。また、「家庭系1人1日あたりのごみ・資源物排出量」は参考目標値を達成する見込みですが、資源物を除いた「家庭系1人1日あたりのごみ排出量」については減少しているものの参考目標値の達成までには至らない見込みであることから、資源物を除いた家庭系ごみの更なる減量が必要です。

表1-16 前計画目標値の達成状況

項目	目標値 令和5年度	実績値			達成 状況※
		平成24年度	平成30年度	令和4年度	
家庭系・事業系の総ごみ・資源物排出量	36,000 t	43,164 t	40,629 t	38,930 t	△

【参考指標】

項目	参考目標値 令和5年度	実績値			達成 状況※
		平成24年度	平成30年度	令和4年度	
資源化率	26.4%	22.6%	19.1%	19.4%	×
家庭から排出される不要物のうち資源物の割合					
1人1日あたりのごみ排出量(家庭系+事業系)	609g/人・日	727g/人・日	727g/人・日	708g/人・日	×
家庭及び事業所から排出されたごみ量(資源物は除く)					
家庭系1人1日あたりのごみ・資源物排出量	656g/人・日	742g/人・日	692g/人・日	649g/人・日	○
家庭系1人1日あたりのごみ排出量					
家庭から排出されたごみ量(資源物は除く)	483g/人・日	574g/人・日	560g/人・日	523g/人・日	△

※：達成状況は、目標を達成している場合は「○」、平成24年度実績と目標値(令和5年度)までの減量(増加率)が50%以上達成している場合は「△」、50%以下の場合を「×」としている。

第5節 今後のごみ処理の課題

前計画の状況から考えられる課題は以下に示すとおりです。本計画ではこれらの課題をふまえて新たに目標値を掲げ、施策の見直しを行います。

① 意識改革・協働 ～ごみ問題は「自分ごと」～

積極的な広報・啓発を実施してきたミックスペーパーについては、年々回収量が上がっており、本市の啓発による意識改革が進んだものと考えます。前計画では、市民・事業者・行政の各主体が、ごみの減量を自らの責任と捉えて自主的に行動することが重要であると定め、環境学習をはじめとする様々な形での啓発を行いました。引き続き、市民全員の意識改革・協働につながるように、啓発方法を工夫するなど更なる取り組みが必要です。

② 発生抑制 ～ごみを買わずに身軽な生活～

○家庭系ごみの発生抑制が必要

リデュース、リユースを推進するため、様々な取り組みを行なってきましたが、家庭系ごみの排出量は、過去10年間で減少しているものの、市民1人あたりが1日に排出する資源物を除いたごみ量は参考目標値には達しませんでした。市民の更なる意識向上を図り、ごみを出さない行動やものを長く使うことによる発生抑制の推進が必要です。

○食品廃棄物の削減が必要

燃えるごみの中には、調理くずや食品ロス（食べ残し・手つかず食品・調味料）などの生ごみが占める割合が高いことから、これらを削減することで減量の効果が期待できます。

○事業系ごみの発生抑制が必要

事業系ごみは、平成24（2012）年度よりも増加しています。経済活動の活性化による避けられない部分もありますが、ごみの発生抑制や資源物分別により、ごみとして排出されるものが削減されるような取り組みの推進が必要です。

③ 資源化 ～捨てればごみ、活かせば資源～

○資源物の分別が必要

ごみ組成調査結果を見ると、依然として、ごみの中に多くの資源物が含まれています。分別ルールの徹底、資源回収機会の活用などによる資源物分別の推進が必要です。

○あらゆるプラスチック資源の有効活用が必要

プラスチック資源循環促進法の施行に伴い、その他のプラスチック製廃棄物の資源化が求められており、新たに資源化できる体制を整備することが必要です。

④ 適正なごみ処理 ～未来に向けたしくみづくり～

ごみ処理に関する市民サービスが低下しないよう、社会情勢に合わせて収集運搬体制に留意する必要があります。

また、収集品目の追加などにより、収集回数や集積場所をはじめとする収集運搬体制の見直しが必要となりますが、費用対効果を踏まえ、より安心・安全で効率的な収集運搬・処理処分体制を検討し、確保していくことが必要です。

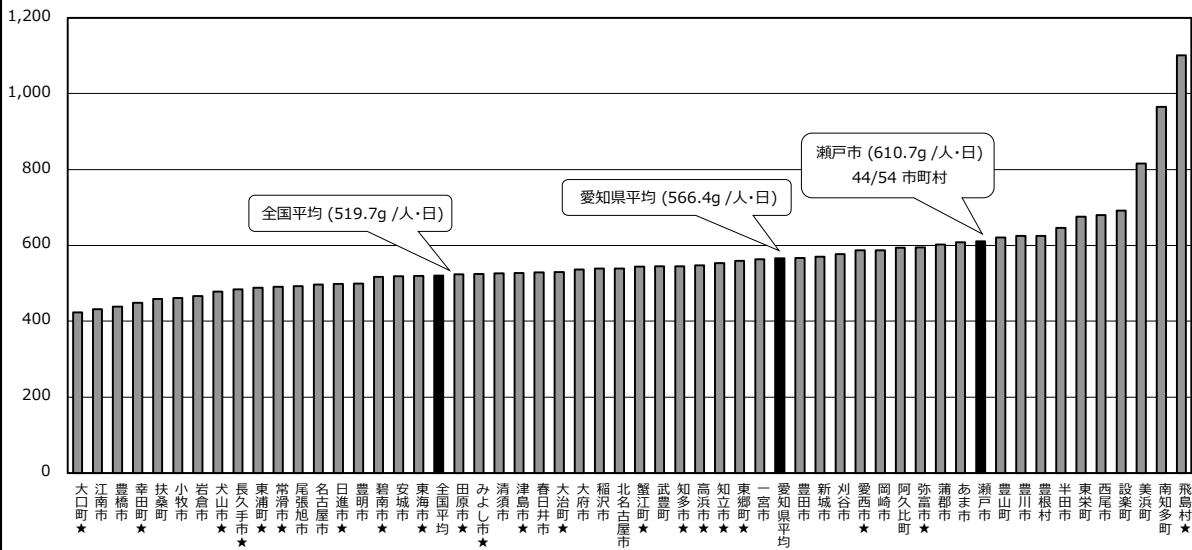
【コラム】 愛知県内での本市の家庭系 1 人 1 日あたりごみ排出量（資源物除く）の状況

○愛知県内での本市の家庭系 1 人 1 日あたりごみ排出量（資源物除く）の状況

令和 3（2021）年度における愛知県内での本市の家庭系 1 人 1 日あたりごみ排出量（資源物除く）（令和 3（2021）年度）は、図 1 - 13 に示すとおりです。全国平均、愛知県平均より多くなっており、県内では 44 番目（54 市町村中）となっています。

本市は、県内でも家庭系ごみの排出量が多い状況であり、更なるごみ減量が必要です。

（g/人・日）



★：家庭系ごみ有料化実施自治体

※ここでのごみ量は、環境省一般廃棄物処理実態調査結果より設定しています。

また、本市のごみ量は、前計画と同様に直接持込を事業系ごみとしています。

図 1 - 13 愛知県内の家庭系 1 人 1 日あたりごみ排出量（資源物除く）の状況

第2章 基本理念及び基本方針

第1節 基本理念

循環型社会の形成を目指し、市民・事業者・行政が一丸となつてごみの減量（ごみを減らす）・資源化（資源を循環させる）に取り組むことで、将来にわたって良好な環境を引き継ぐことができるよう、本計画の基本理念を以下のとおり掲げます。

実践×実感×実現 ごみを減らして資源を循環させるまち せと

日々の生活や事業活動において、どれだけの手をにし、資源を消費しているのか、それに伴いどれだけのコストをかけているのかを考え、ごみの発生抑制や資源循環を促進する行動を「実践」することが重要です。

私たちが「実践」する過程や結果において、ごみ減量や資源化が「実感」できると、より効果の高い「実践」に変わります。全ての市民・事業者に「実感」してもらうため、行政はごみに関する情報を積極的に発信することが重要となります。

「ごみを減らして資源を循環させるまち」を目指し、私たち一人ひとりが意識を向上させ、「実践」「実感」「実現」を積み重ねることが重要です。

第2節 基本方針

基本理念を実現するため、次の3つの基本方針を定め、取り組みを実施していきます。

基本方針 1

発生抑制の行動促進

ごみを減らすためには、そもそもごみを発生させないことが最も重要です。そのためには、日々の生活や事業活動の中で無駄をなくし、ものの価値や判断基準を見直すことで、できるだけごみにしない行動を促進していきます。

基本方針 2

リサイクルの推進

リサイクルとは、使い終わったものや不要となったものを回収し、資源として活用することです。そのためには、ごみとして出さなければいけないもの以外は、資源物として分別を徹底するとともに、資源化できる品目を拡大することで、ごみ処理量の削減を図っていきます。




基本方針 3

適正処理体制の確保

市民生活を支えるうえで、安心・安全なごみ処理事業を継続していくことが必要不可欠であることから、収集運搬・中間処理・最終処分において、今後も安定的なごみ処理を実施していきます。また、自然災害や感染症などの様々なリスクに対応できるように、尾張東部衛生組合や近隣自治体と連携し、適正な処理体制の構築を図ります。

【コラム】SDGsにおけるごみに関する目標とターゲット

SDGsでは、17のゴールと169のターゲットから構成されています。その中でごみに関係性の高い目標とターゲットは、以下に示すとおりとなります。

目標	ターゲット	
	11.6	令和12(2030)年までに、大気質、自治体などによる廃棄物管理への特別な配慮などを通じて、都市部の一人あたり環境影響を軽減する。
	12.3	令和12(2030)年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人あたりの食品廃棄物を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品の損失を減少させる。
	12.5	令和12(2030)までに、予防、削減、リサイクル、および再利用(リユース)により廃棄物の排出量を大幅に削減する。
	14.1	令和7(2025)年までに、陸上活動による海洋堆積物や富栄養化をはじめ、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に減少させる。

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 計画の目標値

本計画で掲げる基本理念の達成に向けて、ごみ減量に関する具体的な数値目標を設定し、市民・事業者とその目標を共有し、達成状況を把握・評価しながら、ごみ減量・資源化に取り組みます。ごみ処理に関する数値目標は以下のように設定します。

また、目標値の達成に向けた本計画の進捗状況や課題の把握、施策の見直しの参考とするため、目標値に付随する指標を表3-1のとおり設定します。

○ごみ処理に関する目標値

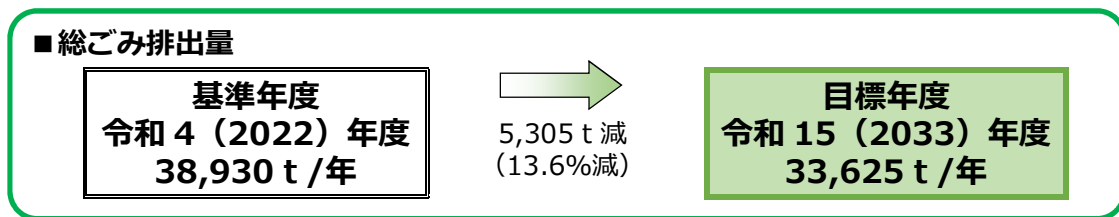


表3-1 ごみ処理に関する指標

指標	基準年度 令和4年度 ^{※1}	目標年度 令和15年度	増減量
総ごみ1人1日あたり排出量 (資源物除く)	708g/人・日	550g/人・日	158g/人・日減 22%減
家庭系ごみ1人1日あたり 排出量	692g/人・日	623g/人・日	69g/人・日減 10%減
家庭系ごみ1人1日あたり 排出量(資源物除く)	566g/人・日	423g/人・日	143g/人・日減 25%減
事業系ごみ排出量 ^{※2}	6,612 t/年	5,676 t/年	936 t 減 14%減
資源化率 ^{※3}	16.2%	27.8%	11.6%増
最終処分量 ^{※2}	4,023 t/年	2,923 t/年	1,100 t/年減

※1：前計画では、直接持込を事業系ごみに計上しているため、同じ項目でも前計画の目標達成状況(P.30～33)で示す数字と異なっています。

※2：本計画から新たに追加した指標です。

※3：(資源物量+焼却施設及び粗大ごみ処理施設の資源回収量)÷総ごみ排出量にて算出(本計画から国の算出方法に合わせて算出方法を変更しています。)

第2節 目標及び指標の設定理由

目標や指標の設定理由を表3-2に示します。

表3-2 目標及び指標の設定理由

区分	設定理由		対象となるごみ・資源物
目標	総ごみ排出量	発生抑制を最優先する考えから、前計画と同様に目標値として設定。	家庭系ごみ、事業系ごみ、資源物
指標	総ごみ1人1日あたり排出量 (資源物除く)	人口動向に左右されず総ごみ排出量の推移を把握するために設定。	家庭系ごみ(資源物除く)、事業系ごみ
	家庭系ごみ1人1日あたり排出量	人口動向に左右されず、市民一人ひとりの取り組み状況を把握するために設定。	家庭系ごみ
	家庭系ごみ1人1日あたり排出量 (資源物除く)	上記のうち、ごみの発生抑制の状況を把握するために設定。	家庭系ごみ(資源物除く)
	事業系ごみ排出量	家庭系ごみと同様に事業系ごみの減量を目指すことから、ごみ減量・資源化の取り組み状況を表す指標として設定。	事業系ごみ
	資源化率	資源化の取り組み状況を表す指標として、ごみ処理工程全体で発生する資源物の割合を指標として設定。	資源物、焼却施設及び粗大ごみ処理施設の資源回収量
	最終処分量	ごみ処理の最終工程である最終処分量はごみ減量及び資源化の結果であるため、指標として設定。	焼却灰、不燃性破碎残渣

第3節 目標達成のための基本的事項

基本方針に従って計画を進めていくうえで、全ての方針に共通する土台となる考え方が「意識向上・啓発」「協働」です。

ごみ減量のためには、市民・事業者は、ごみの排出者であるという意識を持ち、ごみを出すことで発生する諸問題を「自分ごと」と捉え、行政とともに目標達成に向けた施策を実践していくことが重要です。そのためには、ごみに関するあらゆる情報の発信・共有が重要な施策となります。

意識向上が進むことで、目標達成に向けた一人ひとりの取り組みがより大きな効果を生み、本計画の目標が達成され、循環型社会の形成につながります。

【意識向上・啓発】「実感」

市民や事業者がごみに対する正確な情報を知り、本市の現状や課題を把握し、なぜ今ごみ減量が必要かを正しく理解しなければなりません。その上で、減量に向けた行動を実践していくことが、市民や事業者にとって将来にわたり価値のあることだ、と、実感することが大切です。

こうした点を踏まえ、本計画では「意識向上・啓発」を計画における重要な要素として捉え、積極的に啓発を行っていきます。

① 市民・事業者への情報提供

市民・事業者に自ら発生抑制・資源化の行動を起こしてもらうためには、ごみの現状だけでなく、環境問題の状況などの情報を広く提供し、ごみについて考えるきっかけを作ることが大切です。

一方で発信された情報を受け取る市民、事業者は、若年層や高齢者、外国人など全ての人が高い意識を持ってごみ減量に取り組めるとは限りません。そのため、情報を発信する行政は、ターゲットを意識しながら様々な媒体・機会を用い、具体的な行動に結びつくような情報提供を行うことが必要です。

これまで実施してきた環境教育・環境学習機会の創出、市民参加型イベントの開催や、広報せと、ホームページや SNS の活用などの既存の媒体に限らず、新しい方法を取り入れ、ごみや環境問題に対する市民の意識向上につながる情報提供について、積極的に検討していきます。

② 家庭系ごみ処理費用の有料化（適正負担）

本市では、ごみ処理費用の有料化制度を導入しています。有料化制度は、ごみを出す人がごみ処理費用の一部を負担することで、経済的な動機付けを活用し、ごみ減量と資源化の促進を期待するもので、市民の意識向上についても大きな効果があります。有料化制度をごみ減量の意識を高める施策の一つとして捉え、ごみを出す際に処理費用を意識することで、ごみ分別の徹底、発生抑制の促進などの行動の変容を促すことが期待されます。

【協働】「実践」

本計画を推進するためには、市民・事業者・行政それぞれの主体が担うべき役割を意識し、一丸となって取り組みを実践することが不可欠です。

市民は、日々の暮らしの中でごみの減量や正しい分別を行う、事業者は事業活動で発生するごみの減量や資源化の促進に努める、行政は正しい情報の提供とごみ減量に向けた基盤やルールの整備を行うなど、それぞれの主体がごみの減量に向けた取り組みの方向性を共有し、互いに参画と協働を重ねながら、ともに歩みを進めていくことで、基本理念の実現につながります。

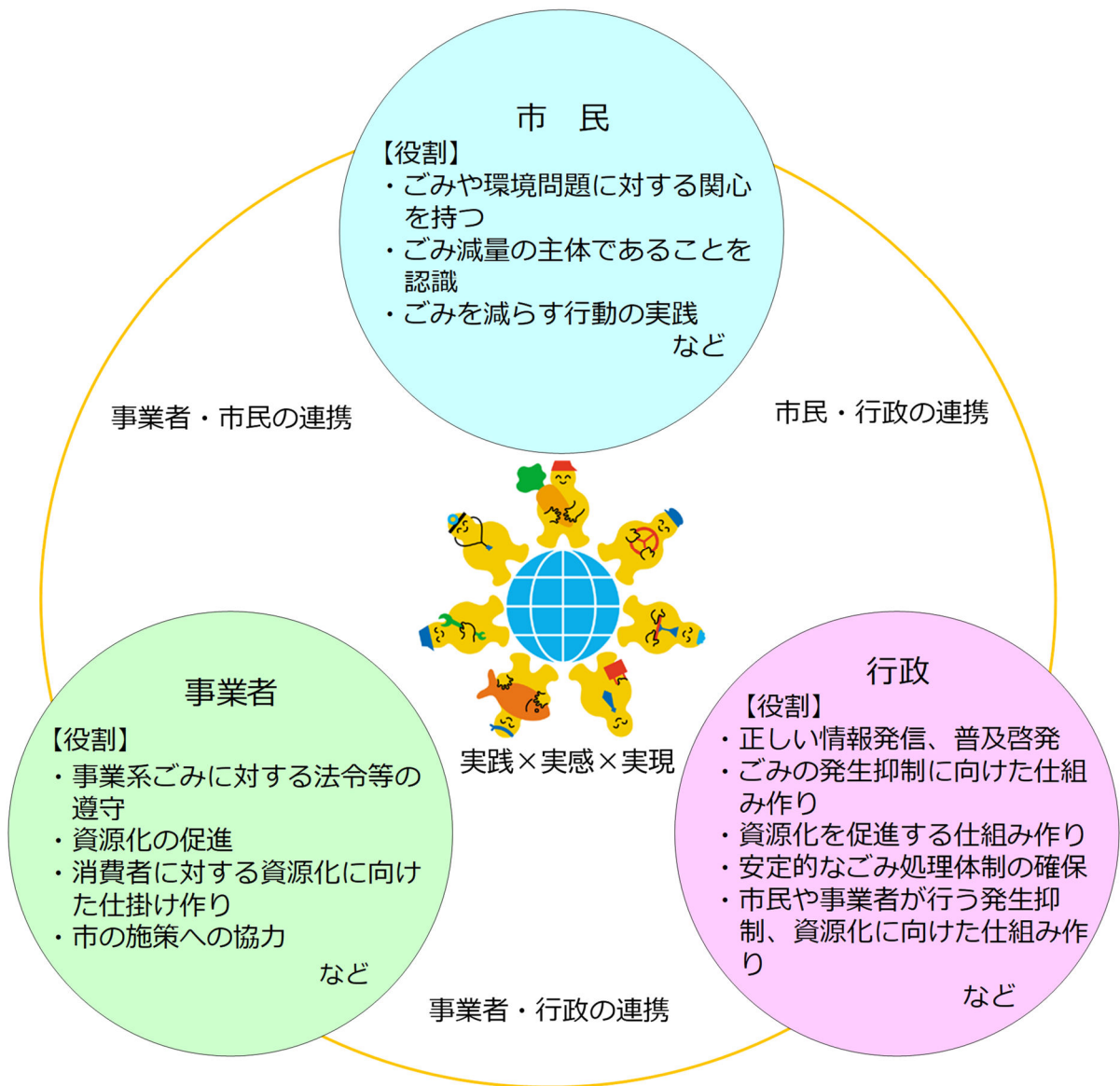


図3-1 市民・事業者・行政の役割

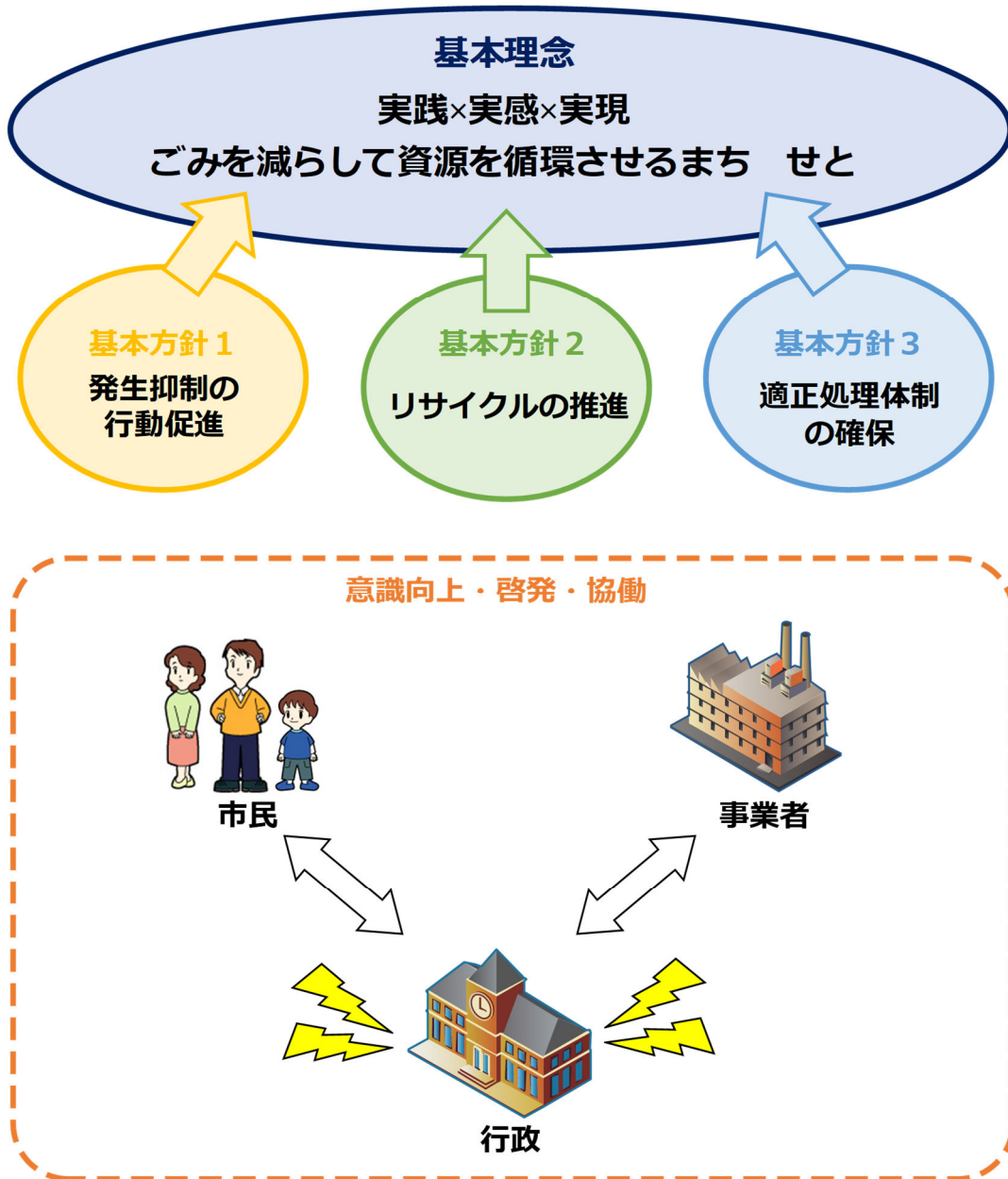


図 3 - 2 基本方針及び基本理念

第4節 目標値の考え方

目標数値は、図3-3に示すように、前計画の施策を継続した場合のごみ発生量の見込みに対して、本計画で取り組んでいく施策による発生抑制、資源物分別によるごみの減量効果を加えて設定しています。なお、令和4（2022）年10月からプラスチック製容器包装の分別を開始したことから、令和3（2021）年度から令和4（2022）年度にかけて、ごみの排出状況に大きな変化が生じています。そのため、平成24（2012）年度から令和3（2021）年度の実績から前計画の施策を継続した場合のごみ発生量の見込みや発生抑制・資源化分別効果を設定しました。

発生抑制、資源物分別効果の考え方は表3-3に示すとおりです。

ごみの発生抑制・資源化分別効果のイメージは、図3-4に示すとおりです。

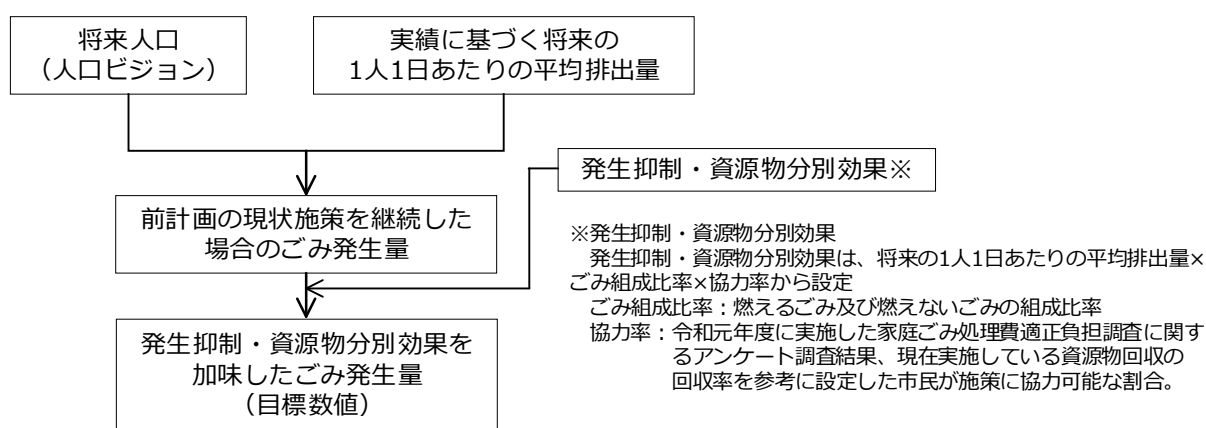
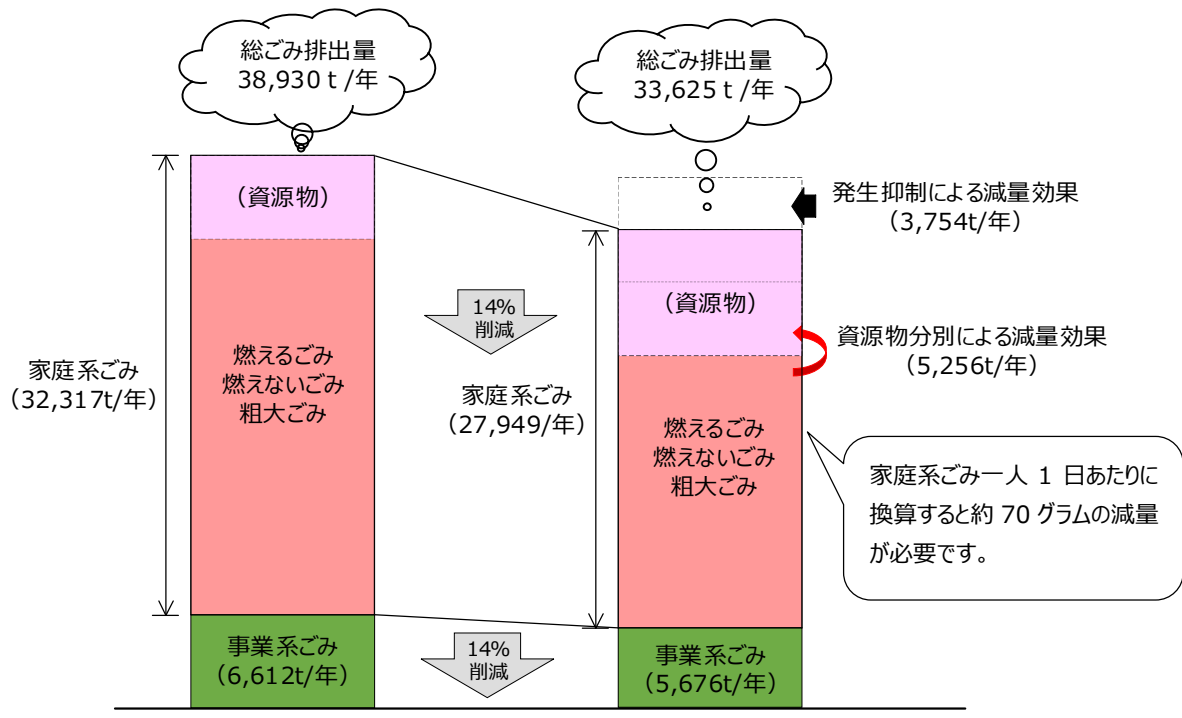


図3-3 目標数値設定の流れ

表3-3 発生抑制・資源物分別効果の考え方

区分	対象となるごみ		考え方
発生抑制	家庭系ごみ	燃えるごみ	○調理くずなどの生ごみの水切り、食品ロス（食べ残し・手つかず食品・調味料）の削減を協力率から見込む。 ○施策の実施による相乗効果により、10g/人・日の発生抑制を見込む。
		粗大ごみ	○直近実績（令和3（2021）年度）の排出量を維持する。
	事業系ごみ		○家庭系ごみと同等の削減（資源物分別含む）を見込む。
資源物分別	家庭系ごみ	燃えるごみ	○燃えるごみに多く混入している資源物（プラスチック製容器包装、紙類）の分別率を、本市での分別率が最も高いびん・缶類まで引き上げる。 ○新たにプラスチック製品を資源化する。
		燃えないごみ	○燃えないごみに多く混入している資源物（びん・缶類、金属製調理器具、小型家電）の分別率を、本市での分別率が最も高いびん・缶類と同等まで引き上げる。 ○燃えないごみとして排出されるべきではない資源物（紙類、乾電池類）は全て分別する。



R4 [基準年度] R15 [目標年度]
 令和4年度家庭系ごみ量 = $692.36\text{g}/\text{人}\cdot\text{日}\times 365\text{日}\times 127,882\text{人}\div 10^6 = 32,317\text{t}/\text{年}$
 令和15年度家庭系ごみ量 = $622.69\text{g}/\text{人}\cdot\text{日}\times 365\text{日}\times 122,970\text{人}\div 10^6 = 27,949\text{t}/\text{年}$

図3-4 ごみの発生抑制・資源化分別効果のイメージ

【コラム】ごみの発生抑制・資源化に取り組む意義

ごみの発生抑制・資源物分別の取り組みを実践していただく意義は以下のとおりとなります。

○わたしたちの地球をまもる

ごみの焼却の工程では、地球温暖化の原因となる二酸化炭素が排出されており、その9割以上は、プラスチックごみを燃やすときに発生しています。

プラスチックは、わたしたちの身の回りでたくさん使われていますが、資源の枯渇、地球温暖化の進行など環境への影響が大きく、その削減が世界的な課題となっており、本計画においても、あらゆるプラスチック資源の有効活用を施策としています。

この施策を進めることで、ごみを燃やすときに発生する二酸化炭素排出量^{※1}を現状（令和4（2022）年度）より50%程度減らせる見込みであり、地球温暖化の進行を軽減させるとともに、限りある資源を守ることができます。

※1：地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（令和5年3月）に基づき算出。

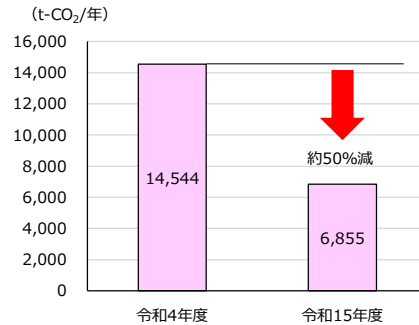


図 ごみ焼却などにより発生する二酸化炭素排出量

○将来的なごみ処理の負担を減らす

燃えるごみの量が減ると、将来新たに整備するごみ処理施設の規模が小さくなり、少ないエネルギーでごみを焼却することができるようになります。また、今ある最終処分場を長く使うことができます。

ごみ処理には多くの費用がかかります。ごみが減れば、ごみ処理施設の建設費や運営費を減らすことができます。これらの費用が削減されると、ごみ処理にかかっていた費用を他の行政サービスに役立てることが可能となります。

○軽やかな生活ができる

普段の生活においてごみの減量が進むと、自宅の中でごみを溜めておく場所が小さくなったり、ごみを出しに行く回数が減る、ごみの重さが軽くなることにより、物理的な負担の軽減につながります。

○経営コストの削減

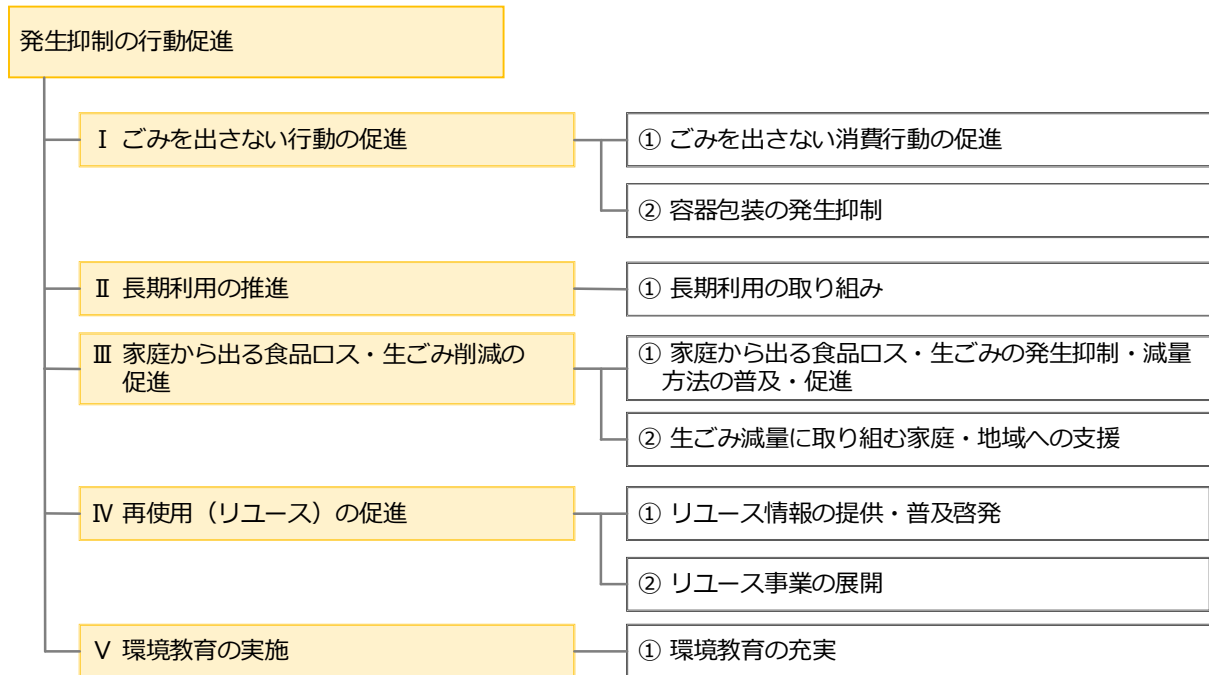
事業者が負担しているごみ処理費用は、ごみの量を減らすことで削減することができ、経営コストの削減にもつながります。

第5節 目標達成に向けた施策

○基本方針1 発生抑制の行動促進

本計画で目標とする総ごみ排出量を減らすためには、市民一人ひとりが出すごみの量自体を減らしていくことが求められます。

基本方針1では、以下の5つの施策を推進し、ごみの発生抑制に取り組みます。



施策I ごみを出さない行動の促進

I-① ごみを出さない消費行動の促進

ごみを出さないためには、消費者が計画的な購入や消費に努めるだけでなく、ごみのできるだけ発生させない商品作りや販売方法を工夫するといった事業者の取り組みも重要となります。日々の生活の中で具体的な行動に結びつく取り組みを進めていきます。

<みんなで実践>

(市民)

- ごみを出さない消費行動への関心、理解
- ごみの発生が少ない商品の選択

(事業者)

- ごみをできるだけ発生させない商品作りや販売・提供方法の検討
- 消費者がごみを出さない消費行動を選択するための動機付けを与える仕掛け作り

(行政)

- ごみを出さない消費行動の考え方の普及・啓発
- 具体的な消費行動の紹介

I-② 容器包装の発生抑制

買い物をする際の簡易包装やマイバックの持参を推進することで、紙容器やプラスチック製容器包装の発生抑制に取り組みます。

<みんなで実践>

(市民)

- 簡易包装商品の選択
- マイボトル、マイ箸、マイ食器などの利用

(事業者)

- 簡易包装商品の販売、梱包材の減量化
- マイボトル、マイ箸、マイ食器などの利用者に動機付けを与える仕掛け作り

(行政)

- 簡易包装商品の選択やマイバックの持参の啓発、レジ袋削減の取り組み推進

施策Ⅱ 長期利用の促進

Ⅱ-① 長期利用の取り組み

安易にものを捨てるのではなく、できるだけ長く使い今一度ものの価値を考えることで「もったいない」意識を高めます。

<みんなで実践>

(市民)

- 使い捨て商品の購入を控える
- 購入時に長く使えるかを検討

(事業者)

- リペアサービスの提供

(行政)

- 長期利用に目を向けるきっかけ作り
- 長期利用に関する情報提供、啓発

施策Ⅲ 家庭から出る食品ロス・生ごみの削減の促進

総ごみ排出量を減らすためには、燃えるごみのうち約3割を占める食品ロス・生ごみの発生抑制を図る取り組みが非常に有効となるため、食品ロス・生ごみの削減に向けた意識向上を図ります。

Ⅲ-① 家庭から出る食品ロス・生ごみの発生抑制・減量方法の普及・促進

食品ロス削減に係る各施策の詳細については、「第4章 食品ロス削減推進計画」に記載します。

Ⅲ-② 生ごみ減量に取り組む家庭・地域への支援

生ごみ減量に向けては、各家庭における継続した取り組みが非常に重要となるため、生ごみの減量に取り組む家庭への支援を継続します。

<みんなで実践>

(市民)

- 生ごみを減量・減容する行動の徹底

(行政)

- 生ごみ減量に取り組む家庭・地域への支援施策の継続
- 生ごみを減量する方法の普及・啓発

施策Ⅳ 再使用（リユース）の促進

民間事業者が運営するリユースショップや不用品を販売・交換するインターネットサイトなどを上手に活用し、ものを捨てることなく長く使う生活を目指します。

Ⅳ-① リユース情報の提供・普及啓発

民間リユースショップや不用品を引き取ってもらえるホームセンターの紹介など、情報の提供や普及啓発に取り組みます。

<みんなで実践>

(市民)

- 積極的なリユース機会の活用

(事業者)

- リユース機会の提供、情報発信

(行政)

- リユースに係る情報の積極的な発信
- 事業者との連携

Ⅳ-② リユース事業の展開

本市では、瀬戸市資源リサイクルセンターを拠点に様々なイベントを開催してきました。これまでの取り組みに加えて、市民、事業者と連携した新しい形でのリユース事業を展開することによる意識向上を図ります。

<みんなで実践>

(市民)

- リユース事業への積極的な参加

(事業者)

- リユース事業の開催・協力

(行政)

- イベントの情報提供・開催

施策 V 環境教育の実施

V-① 環境教育の充実

市民一人ひとりの意識を変え、環境に配慮した暮らし方を普及させ発生抑制につなげるため、様々な方法により環境教育の充実を図ります。

<みんなで実践>

(市民)

- 環境教育の機会の積極的な活用

(事業者)

- 環境教育への協力

(行政)

- 環境教育、人材育成の場の提供
- 環境教育の実践

【コラム】 3R (スリーアール) とは？

3R (スリーアール) は、発生抑制 (リデュース (Reduce))・再使用 (リユース (Reuse))・再生利用 (リサイクル (Recycle)) の3つの頭文字をとったもので、循環型社会を構築するための行動として、国の第四次循環型破壊形成推進計画にも定められています。

3Rは、どれも「ごみ」として処理するものを少なくすることができる取り組みのため、ごみ処理費用や処理に伴う環境負荷の低減にも繋がります。

3つのRと取り組みの順番をもう一度理解し、生活の基本的な行動として取り組んでいきましょう。

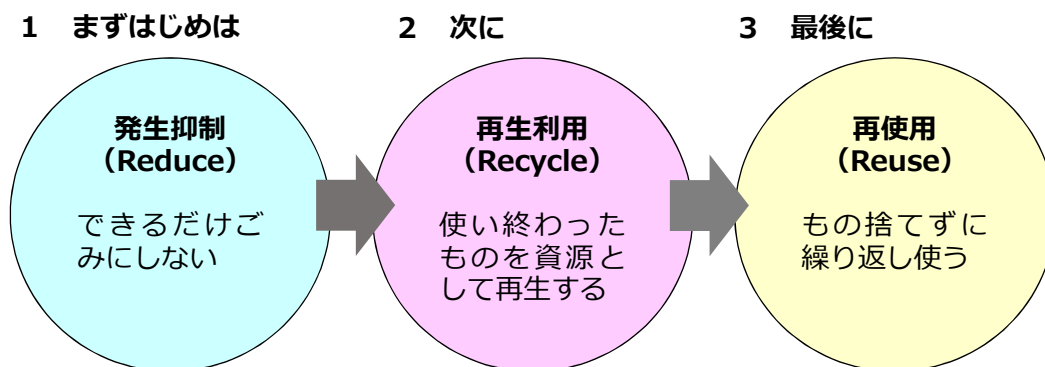


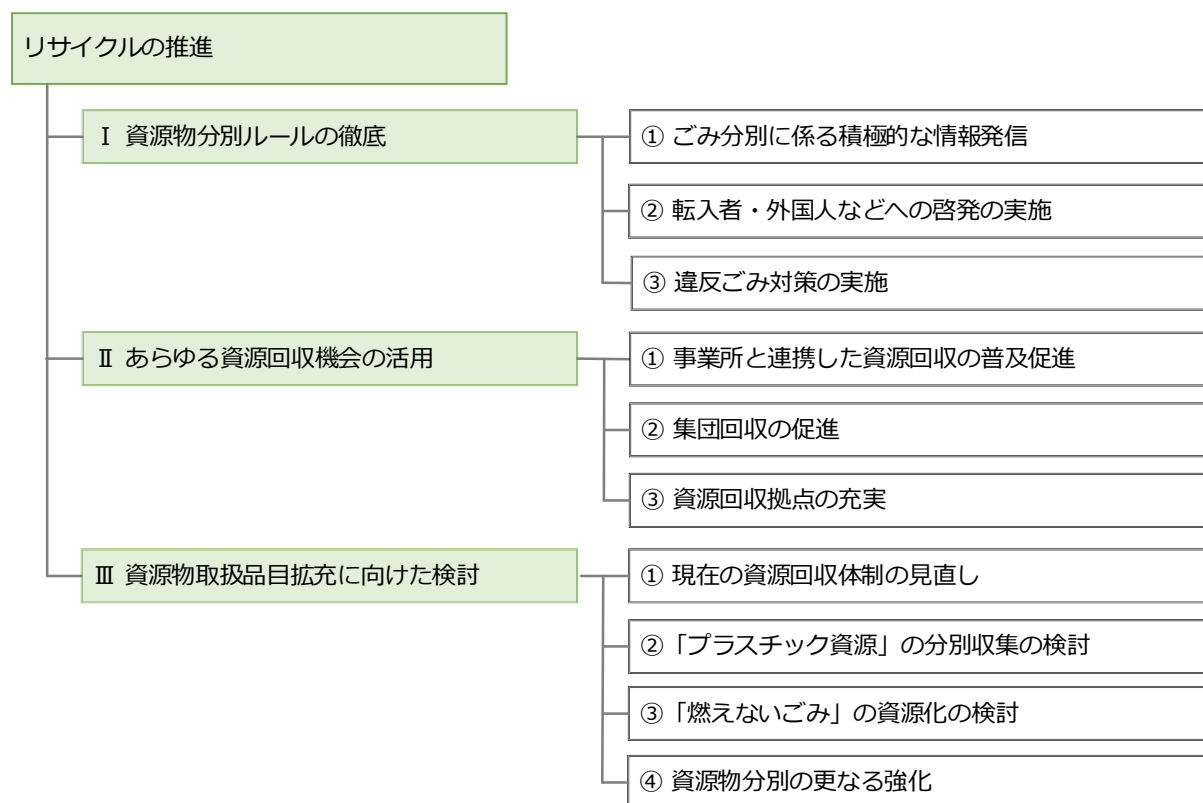
図 3R に取り組む順番

○基本方針 2 リサイクルの推進

本市では、雑がみの取扱範囲の拡大(ミックスペーパー)、プラスチック製容器包装や剪定枝、羽毛布団の資源化を開始するなど、資源化の促進を図ってきました。

一方で、資源化の過程では多くの費用が発生する現状があることから、資源化率の向上と発生する費用を考慮しながら、優先順位を付けて取り組みを進めます。

基本方針 2 では、以下の 3 つの施策を基本とし、リサイクルの推進を図ります。



施策 I 資源物分別ルールの徹底

資源化できるものであっても、資源物として分別・排出されなければ資源化されません。分別ルールを徹底することが、ごみの減量と資源化率の上昇につながります。

I-① ごみ分別に係る積極的な情報発信

年齢、世帯、地域の特性など、市民一人ひとりが置かれた状況が異なるため、情報を受け取る人にとって分かりやすい情報提供ができるように啓発資料の充実を図ります。

<みんなで実践>

(市民)

- ごみ分別の積極的な情報取得・実践

(行政)

- 媒体を最大限に活用した啓発資料の充実(紙媒体、web 媒体、マスメディア、対面形式 など)

I-② 転入者・外国人などへの啓発の実施

本市の一年間の転入者は4,313人（令和4年10月1日から令和5年9月31日まで）であり、毎年新しく転入される方が一定数います。また、外国籍の世帯は2,445世帯（令和5（2023）年4月1日現在）あり、外国籍の市民の中には、日本語の理解が難しい方もいるため、外国籍の方に対する啓発が課題となっています。必要としている情報を提供できる体制を継続していきます。

<みんなで実践>

（市民）

- 本市の分別方法、収集体制の理解

（事業者）

- 外国籍従業員への啓発

（行政）

- 機会や対象を適切に捉えた情報提供

I-③ 違反ごみ対策の実施

ごみ出しルールが守られていないごみは収集せず、啓発シール貼付による指導を実施します。また、ごみの排出者を特定し、場面に応じて個別に指導を行うなどの取り組みを行い、市民へごみ出しルールの徹底を図ります。

<みんなで実践>

（市民）

- ごみ出しルールの理解、遵守

（事業者）

- 事業系一般廃棄物の適正処理、処分

（行政）

- パトロールの実施

- ごみ出しルールを知らない又は守らない排出者への指導

施策Ⅱ あらゆる資源回収機会の活用

資源物については、定期収集と瀬戸市資源リサイクルセンターでの拠点回収を行っていますが、収集頻度や適正な拠点配置などの課題もあります。本市が提供する以外の資源回収機会も積極的に活用しながら、資源化の促進を図ります。

Ⅱ-① 事業所と連携した資源回収の普及促進

市が行う資源回収だけでなく、民間の資源回収ステーションについて、市民の利用促進を図ります。

<みんなで実践>

(市民)

- 民間の資源回収ステーションの積極的な活用

(事業者)

- 資源回収ステーションの設置、運営

(行政)

- 資源回収ステーションの設置支援
- 資源回収ステーションの利用促進に向けた情報提供

II-② 集団回収の促進

自主的に資源物を回収する子ども会などの団体に、回収量に応じた奨励金を交付し、集団回収の促進に向けた取り組みを継続します。

<みんなで実践>

(市民)

- 地域・団体などの集団回収の積極的な活用

(事業者)

- 集団回収で収集した資源物の適切な資源化

(行政)

- 奨励金制度の効果検証、点検
- 効果的な奨励金制度の継続

II-③ 資源回収拠点の充実

本市が実施する定期収集及び瀬戸市資源リサイクルセンターでの拠点回収だけでなく、更に回収拠点を増やしてほしいという市民からの声もあり、市民の資源回収の更なる利便性向上を目指して、民間事業者と協力をしながら回収拠点の充実を図ります。

<みんなで実践>

(市民)

- 資源回収拠点の積極的な活用

(事業者)

- 資源回収拠点の設置、運営

(行政)

- 既存の拠点への持込可能品目の拡大
- 資源回収拠点利用に対する啓発
- 資源回収拠点の新設の検討

施策Ⅲ 資源物取扱品目拡充に向けた検討

現在の資源回収方法や対象品目を適宜見直すことで、資源物として取り扱いができる品目の拡充を図ります。

Ⅲ-① 現在の資源回収体制の見直し

リサイクル技術の進歩や生活スタイルの変化に合わせて、現行の資源回収体制を見直します。

Ⅲ-② 「プラスチック資源」の分別収集の検討

「プラスチック資源循環推進法」が制定され、本市においても「プラスチック資源」（プラスチック製品含む）の分別収集を検討します。

Ⅲ-③ 「燃えないごみ」の資源化の検討

燃えないごみの中に含まれる資源化できる品目につき、他自治体での取り組みを調査・研究し、資源化の方法を検討します。

Ⅲ-④ 資源化体制の更なる強化

環境問題を取り巻く国の動向や、他自治体での取り組み事例を調査・研究し、資源物分別品目の更なる拡充に向けた取り組みを模索します。

<みんなで実践> ①～④共通

(市民・事業者)

- 資源回収体制への参加・協力

(行政)

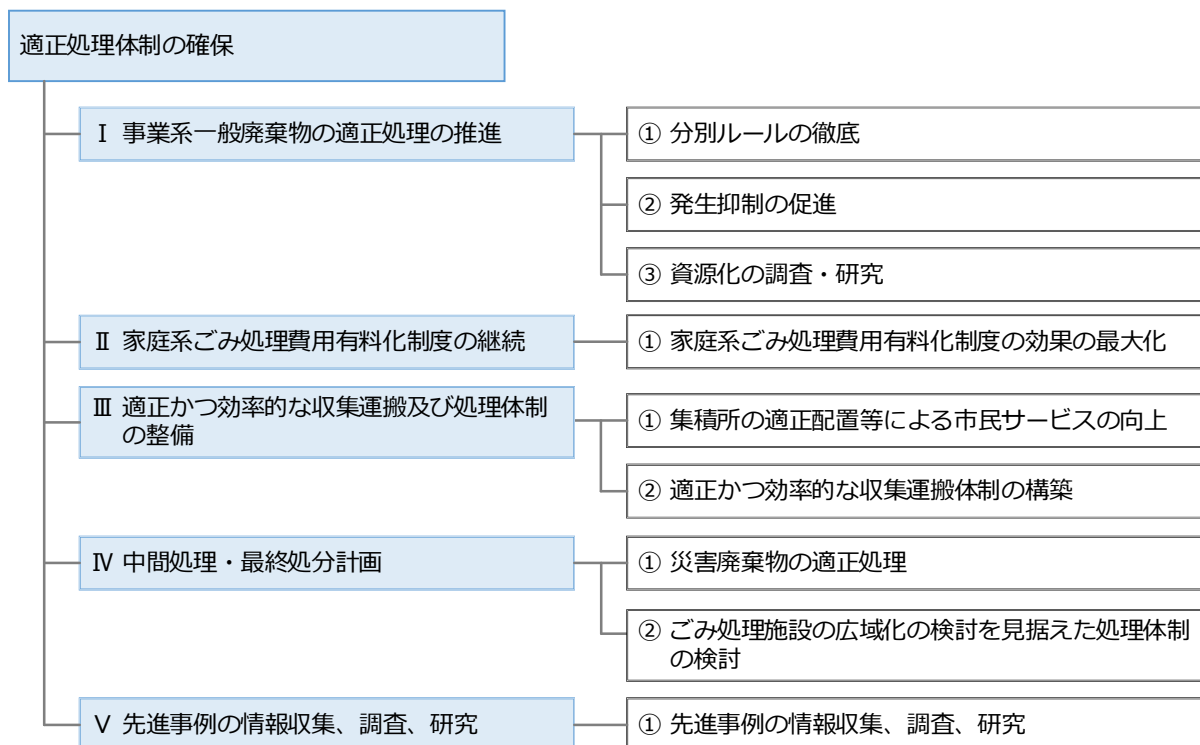
- 資源化品目の拡大の検討
- 回収体制の変更や品目拡大に伴うルールの整備・啓発

○基本方針3 適正処理体制の確保

市民が安心して暮らすためには、ごみの収集運搬、処理・処分の過程において、公衆衛生と環境保全の水準を維持していくことが不可欠です。また、市内の事業者が排出するごみについても適正処理を継続していくことが必要です。

尾張東部衛生組合や近隣市と連携し、適正なごみ処理に努めます。

基本方針3では、以下の5つの施策を基本として取り組みを進めます。基本方針3の推進は行政が担うものです。



施策 I 事業系一般廃棄物の適正処理の推進

I-① 分別ルールの徹底

事業活動に伴い発生する一般廃棄物は、排出者が自ら処理を行うことが瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例で定められています。産業廃棄物や紙類などの資源物が一般廃棄物として排出されることがないように分別を徹底することが重要であることから、事業者への啓発・指導を行います。

I-② 発生抑制の促進

事業所が自発的に発生抑制の取り組みを進められる仕組み作りを目指し、ごみの減量や分別、処理に係るコストなどの状況を提供します。

I-③ 資源化の調査・研究

事業系一般廃棄物のうち、生ごみや剪定枝などの資源化について、市外での処理を含めた処理先の情報収集や積極的な提供を実施します。

施策Ⅱ 家庭系ごみ処理費用有料化制度の継続

家庭系ごみ処理費用有料化の対象としている燃えるごみ、燃えない及び粗大ごみについて、制度を適宜見直しながら継続したごみ減量を目指します。

Ⅱ-① 家庭系ごみ処理費用有料化制度の効果の最大化

家庭系ごみの減量状況を分析し、制度の内容と効果の点検、評価を行い、市民が負担するごみ処理手数料額を含めた制度の内容を見直すことで、継続的なごみ減量を図ります。

施策Ⅲ 適正かつ効率的な収集運搬及び処理体制の整備

高齢者や外国籍の市民の増加など、社会情勢は年々変化していきます。これらに柔軟に対応し市民サービスを維持するためには、適正かつ効率的な収集運搬及び処理体制の整備が必要です。

Ⅲ-① 集積所の適正配置による市民サービスの向上

高齢者や障がい者など排出者の状況や地域の状況に合わせて、集積所配置の検討や収集サービスの提供などを図ります。

Ⅲ-② 適正かつ効率的な収集運搬体制の構築

収集運搬量の変化に対応した収集体制の確保や、収集運搬による環境影響の低減及び収集運搬の効率化など、適正な収集運搬の実施に向け、収集業者との調整を図ります。併せて、近年の清掃事業の担い手不足を視野に入れ、AI や IoT を積極的に活用しながら収集運搬体制の構築を図ります。

施策Ⅳ 中間処理・最終処分計画

平時はもとより、大規模災害時や将来に向けたごみ処理体制を計画的に検討することが必要です。

Ⅳ-① 災害廃棄物の適正処理

「瀬戸市災害廃棄物処理計画」(令和2(2020)年3月)に基づき、周辺の市町村、県内外の市町村を含む広域的な連携や民間業者・市民との協力体制の構築を目指します。

Ⅳ-② ごみ処理施設の広域化の検討を見据えた処理体制の検討

「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画(2021年度～2030年度)」に基づき、本市、尾張旭市、長久手市、日進市、みよし市、東郷町、尾張東部衛生組合及び尾三衛生組合で構成する尾張東部・尾三地域広域化ブロック協議会において、ごみ焼却施設の1施設への集約化に向けた協議を進めていきます。

施策Ⅴ 先進事例の情報収集、調査、研究

行政が担う廃棄物処理について、現在は市が取り扱わないごみや資源化が難しい品目であっても、技術の進歩によって新たに資源化できる可能性もあるため、常時、情報収集、調査、研究を行います。

V-① 先進事例の情報収集、調査、研究

収集運搬、中間処理、最終処分について、先進事例の情報収集、調査、研究を継続し、更なるごみ減量に寄与する仕組み作りを目指します。

第4章 食品ロス削減推進計画

第1節 食品ロスの現状

第1項 食品廃棄物の現状

世界の食料廃棄量は年間約 13 億 t で、人の消費のために生産された食料のおおよそ 3 分の 1 を廃棄しています。一部の国では、食料を大量に生産、輸入しているにもかかわらず、その多くを捨てているという現実があります。一方で、7 人に 1 人の子どもが貧困で食事に困っている状況であり、私たち一人ひとりが食べ物をもっと無駄なく、大切に消費していく必要があります。

食べられるのに捨てられる食品「食品ロス」の発生は、様々な問題に繋がっています。食品ロスを含めた多くのごみを廃棄することで、ごみの処理に多額の費用が掛かっており、焼却処理における CO₂ 排出や焼却後の灰の埋め立てなどによる環境負荷が懸念されています。

日本においても、ごみとして廃棄される物の中には食品ロスの占める割合も多く、食品ロスの量は年間 523 万 t と推計されており、日本の人口 1 人あたりの食品ロス量は年間約 41kg となっています（環境省報道発表資料：我が国の食品ロスの発生量の推計値（令和 3（2021）年度）より）。

日本の食品ロス量年間 523 万 t のうち、事業者からの発生量は 279 万 t で、主に規格外品、返品、売れ残り、食べ残しなどであり、家庭からの発生量は 244 万 t で、主に食べ残し、手つかずの食品（直接廃棄）、皮の剥きすぎなど（過剰除去）が発生要因となっています。食品ロスを減らすためには、事業者や家庭において一人ひとりが意識して、国民全体で食品ロスの削減を目指すことが大切とされています。

大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、実践していくことが重要です。

第2項 食品廃棄物の発生量

燃えるごみとして排出されている食品廃棄物量を、燃えるごみ量及びごみ組成調査結果から算出した結果は、表 4-1 に示すとおりです。

令和 4（2022）年度の食品廃棄物の発生量は 8,161t/年と見込まれます。燃えるごみ全体の約 33%が食品廃棄物であり、そのうち削減が見込める食べ残し、手つかず食品及び調味料は約 13%、水分を減らせば減量が見込める調理くずは約 17%となっています。

表 4-1 食品廃棄物の発生見込み量

(単位：組成比率：%、発生量：t/年)

	H30	R1	R2	R3	R4	
燃えるごみ	26,169	27,181	26,919	26,075	24,819	
食べ残し	組成比率	1.6	2.9	5.6	3.6	9.0
	発生量	413	777	1,516	928	2,234
手つかず食品	組成比率	5.4	2.5	4.9	5.2	3.7
	発生量	1,413	677	1,330	1,351	926
調味料	組成比率	0.9	0.1	0.5	0.5	0.5
	発生量	228	24	124	120	132
調理くず	組成比率	3.9	15.9	14.1	20.8	17.3
	発生量	1,021	4,330	3,793	5,424	4,301
混在品	組成比率	18.1	8.7	21.2	5.7	2.3
	発生量	4,744	2,354	5,696	1,494	568
食品廃棄物 合計	組成比率	29.9	30.0	46.3	35.7	32.9
	発生量	7,819	8,162	12,459	9,317	8,161

※着色部：食品ロス削減推進計画での対象物

第2節 削減に向けた施策

本計画の目標を達成するために掲げる食品ロスの削減に向けた施策を以下に示します。

I 無駄のない購買行動の普及啓発

消費期限・賞味期限を正しく理解し、買いすぎや使いきれないことで発生する手つかず食品の廃棄を減らすなど、無駄なものをそもそも買わない、必要な量だけ買うなどの購買行動の普及に向けた啓発に努めていきます。

II 生ごみの「3キリ運動」の推進

生ごみの減量に向けて、①買った食材を使いきる「使いキリ」、②食べ残しをしない「食べキリ」に加えて、③生ごみを出す前に余分な水分をもうひとしぼりする「水キリ」をする「3キリ運動」を推進します。

III エコ・クッキングの推進

調理の工夫や食材を無駄なく使う方法の紹介や、エコ・クッキング教室の開催により、生ごみ減量に向けた意識の向上を推進します。

IV フードバンクなどの活用

農家や食品関連企業から規格外の食材・食品や賞味期限が近づいた食品を寄付するフードバンクや、家庭から余った食品を寄付するフードドライブなどの活動を紹介することにより、食品ロスに向けた意識の向上を推進します。

V 30(さんまる)・10(いちまる)運動の推進

会食などの席で、「乾杯後 30 分はできたての料理を美味しく味わう時間。終了前 10 分は、残った料理、デザートを美味しく食べきる時間」の 30・10 運動の啓発に努めています。

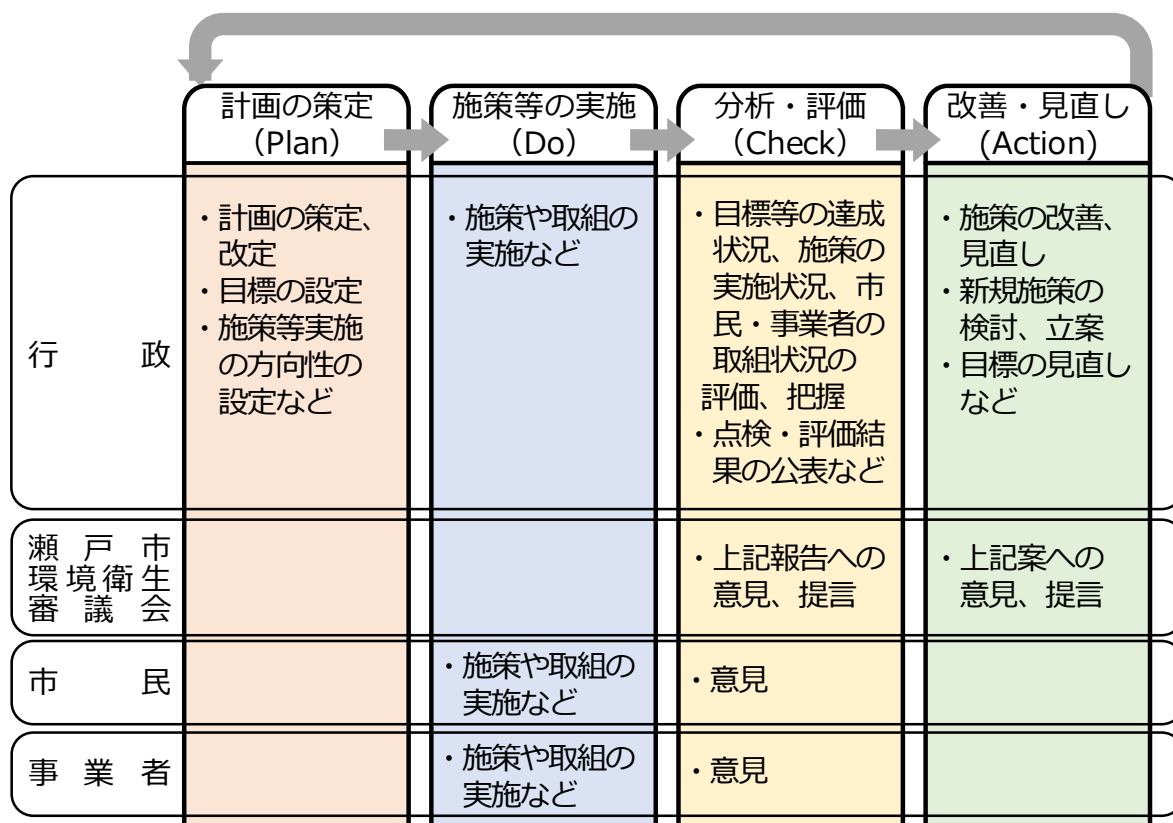
また、毎月 10 日と 30 日は冷蔵庫クリーンアップデーとし、冷蔵庫の中をチェックし眠っている食材を効率よく活用する家庭での 30・10 運動を推奨していきます。

第5章 進行管理計画

本計画に掲げた施策を効果的・効率的に推進していくために、計画の目的や目標を市民・事業者・行政の三者が共有し、それぞれが自らの役割と責任をしっかりと意識した上で施策に取り組むことにより、目標の達成を目指します。

以下に示すように、本計画策定後、施策を実施し、それぞれの目標や具体的施策の進捗状況を随時把握し、それらの進行管理と定期的な点検を通じて、計画全体の評価と見直しを行います。

また、本計画に掲げた施策の総合的かつ計画的な推進について、「環境衛生審議会」へ状況などの報告を行い、助言を得るとともに、広く市民の意見などを反映し計画を推進します。



進行管理計画に基づき、施策や取組みを**実践**し、ごみの減量や資源化効果を**実感**することで、計画目標の**実現**を目指します。

〔生活排水処理基本計画編〕

第1章 生活排水処理の現状と課題

第1節 生活排水処理の現状

第1項 処理体制

本市のし尿・生活雑排水の処理・処分体系は、図1-1に示すとおりです。

くみとり便槽の世帯から発生するし尿及び単独・合併処理浄化槽を設置している世帯から発生する浄化槽汚泥（各浄化槽で処理後）は、し尿処理施設（瀬戸市クリーンセンター）で、公共下水道へ接続している世帯では、下水処理施設（瀬戸市西部浄化センター及び瀬戸市水野浄化センター）において適切に処理しています。

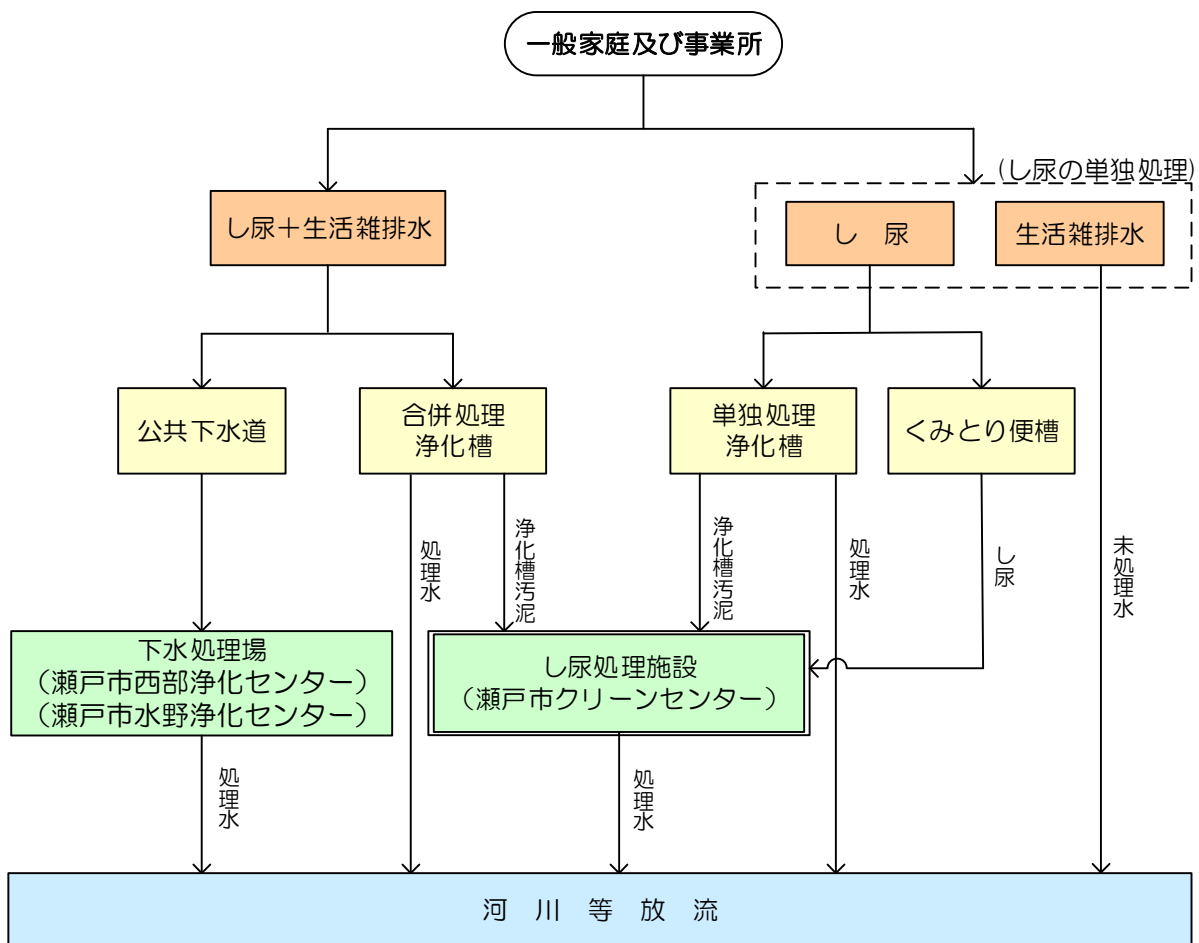


図1-1 生活排水処理体系フロー

第2項 処理形態別人口

本市における過去10か年（平成25（2013）年度～令和4（2022）年度）の処理形態別人口の実績は、表1-1及び図1-2に示すとおりです。

令和4（2022）年度における計画処理区域内人口127,882人のうち、102,132人の生活排水を適正に処理しており、生活排水処理率は79.9%となっています。

表1-1 処理形態別人口の推移（実績値）

（単位：人）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
1. 計画処理区域内人口	131,698	131,269	130,676	130,298	129,900	129,550	129,410	129,096	129,233	127,882
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	88,190	90,668	93,134	96,065	98,649	99,037	100,556	101,535	102,354	102,132
(1) 合併処理浄化槽	25,061	26,031	26,949	28,793	29,255	28,564	28,111	27,552	27,363	25,086
(2) 公共下水道	63,129	64,637	66,185	67,272	69,394	70,473	72,445	73,983	74,991	77,046
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽）	35,819	33,240	30,561	27,550	24,851	24,736	23,392	22,344	21,816	20,876
4. 非水洗化人口 ^{※1}	7,689	7,361	6,981	6,683	6,400	5,777	5,462	5,217	5,063	4,874
生活排水処理率 ^{※2} （%）	67.0	69.1	71.3	73.7	75.9	76.4	77.7	78.7	79.2	79.9

※1：非水洗化人口＝くみとり便槽＋自家処理

※2：生活排水処理率＝水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口（計算例：令和4年度＝102,132人÷127,882人＝79.9%）

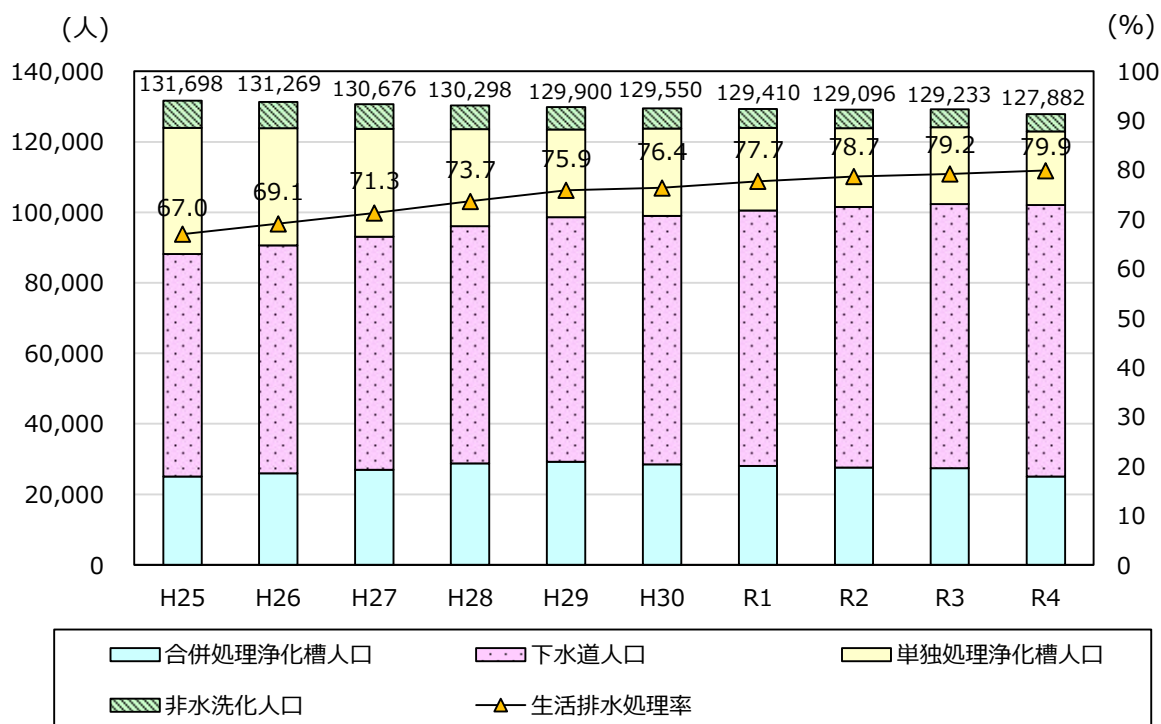


図1-2 処理形態別人口の推移（実績値）

第3項 し尿及び浄化槽汚泥の発生状況

本市のし尿及び浄化槽汚泥の発生状況は、表1-2及び図1-3に示すとおりです。

表1-2 し尿及び浄化槽汚泥の発生状況

(単位：kl/年)

	し尿発生量 (①)	浄化槽汚泥発生量 (②)	し尿処理量 (③ = ① + ②)
H25	5,455	28,529	33,984
H26	4,683	29,252	33,926
H27	4,077	29,624	33,701
H28	3,390	31,480	34,870
H29	3,555	30,621	34,176
H30	3,521	28,993	32,514
R1	3,347	28,478	31,825
R2	3,143	28,697	31,840
R3	2,932	27,271	30,203
R4	2,761	26,508	29,269

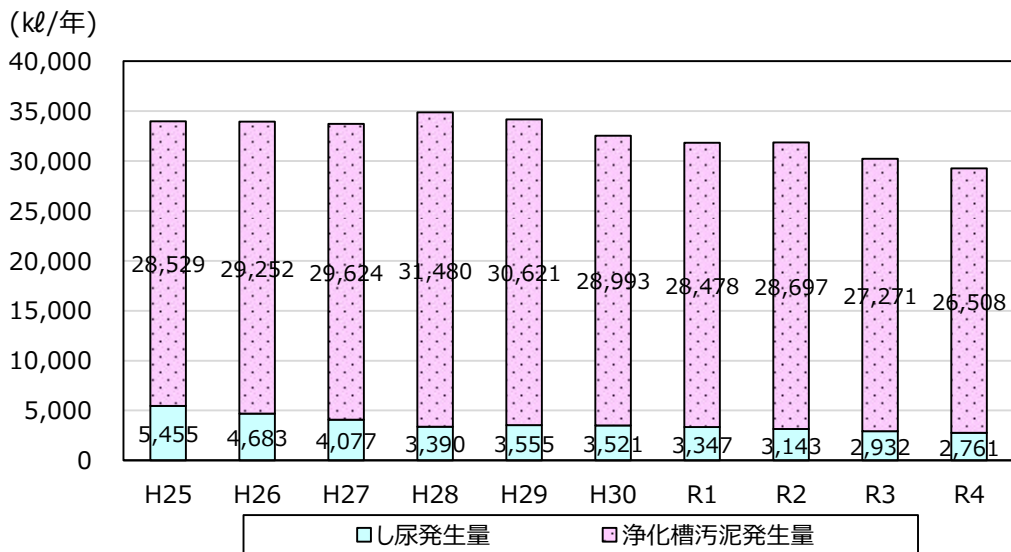


図1-3 し尿及び浄化槽汚泥の発生状況

第4項 前計画の目標達成状況

前計画の目標達成状況は、表1-3に示すとおりです。目標達成までには、約4%の改善が必要です。

表1-3 前計画目標値の達成状況

項目	目標値	実績値			達成状況※
	令和5年度	平成24年度	平成30年度	令和4年度	
瀬戸市全域における生活排水処理率	83.8%	65.6%	76.4%	79.9%	△

※：達成状況は、目標を達成している場合は「○」、平成24年度実績と目標値（令和5年度）までの増加率が50%以上達成している場合は「△」、50%以下の場合を「×」としている。

第2節 生活排水処理の課題

前計画の状況から考えられる課題は以下に示すとおりであり、本計画ではこれらの課題をふまえて、新たに目標値を掲げ、施策の見直しを行います。

現状

- ・本市の生活排水処理率は、平成25（2013）年度に約67.0%であったが、令和4（2022）年度には約79.9%と生活排水の適正処理が進んでいます。（表1-1参照）。
- ・令和4（2022）年度における公共下水道の普及率は、68.8%であり、整備区域の水洗化率は87.6%となっています。
- ・公共下水道の整備区域内で公共下水道への未接続の世帯があることや、事業計画区域外においても合併処理浄化槽への転換がされておらず、生活雑排水の適正処理が行われていない世帯があります。
- ・し尿処理量は、処理対象人口（合併処理浄化槽人口、単独処理浄化槽人口及びし尿収集人口）の減少に伴い、減少傾向となっています。

課題

- ・本市の公共下水道は整備を進めていますが、公共下水道の整備区域内において未接続世帯があるため、速やかに接続するよう指導を行っていく必要があります。
- ・公共下水道の事業計画区域外におけるくみとり便槽、単独処理浄化槽を設置している世帯などに対して、生活雑排水の適正処理のために合併処理浄化槽への転換を推進する必要があります。

第2章 基本理念及び基本方針

第1節 基本理念

生活排水処理の重要性を認識し適正に処理するために、公共下水道の事業計画区域内の地域は接続を推進し、また、事業計画区域外の地域では、合併処理浄化槽の整備を推進します。そのため、市民に対して生活排水処理対策の必要性の啓発を行い、協力のもと進めていくことにより、身近な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るものとします。

そのため本計画の基本理念を以下のとおり掲げます。

安心・安全かつ快適に過ごせる水環境を支える排水処理

第2節 基本方針

身近な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るための生活排水処理対策の基本は、し尿及び浄化槽汚泥を適正に処理することであり、そのために処理施設の整備及び適正処理に関する啓発を行っていくこととし、次の3つの基本方針を掲げます。

基本方針1 し尿処理施設における適正処理の継続・推進

今後も、し尿処理施設の点検整備を計画的に実施し、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理を継続・推進します。

基本方針2 公共下水道整備区域内の接続率を向上

公共下水道の整備区域内における未接続世帯の早期接続に向け、広報啓発を行います。

基本方針3 くみとり便槽、単独処理浄化槽の合併処理への転換の推進

公共下水道の事業計画区域外でのくみとり便槽、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽処理への早期転換を図ります。

第3章 生活排水処理本基計画

第1節 計画の目標値

本計画における目標値を以下のように設定します。基本方針に沿って、本市の実情に適合した生活排水処理施設の整備を推進し、本市の生活排水処理率 87%以上の目標達成を目指します。

○生活排水処理率の目標



第2節 生活排水を処理する区域、人口など

第1項 将来の生活排水を処理する区域、人口

今後も生活排水の処理区域は、本市の行政区域全域とし、そのうち集合処理区域は、公共下水道により処理を行います。それ以外の区域は個別処理区域とし、浄化槽整備を推進します。

前項に示した目標達成時の本市の処理形態別人口の見込みは、表3-1及び図3-1に示すとおりです。

本市の将来の生活排水処理率は、公共下水道への接続の推進、合併処理浄化槽への転換により、目標年度の令和15（2033）年度で、87.3%となる見込みです。

表3-1 将来の処理形態別人口の見込み

(単位：人)

	R4 実績値	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
1. 計画処理区域内人口	127,882	126,944	126,006	125,068	124,129	123,153	122,177	121,201	120,227	119,234	118,241	117,248
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	102,132	102,234	102,439	102,677	102,958	103,212	103,174	103,062	102,904	102,728	102,578	102,406
(1) 合併処理浄化槽	25,086	24,359	23,878	23,279	22,555	21,741	21,180	20,647	20,118	19,541	18,888	18,218
(2) 公共下水道	77,046	77,875	78,561	79,398	80,403	81,471	81,994	82,415	82,786	83,187	83,690	84,188
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	20,876	20,319	19,489	18,623	17,712	16,781	16,086	15,444	14,834	14,214	13,564	12,923
4. 非水洗化人口 [※]	4,874	4,391	4,078	3,768	3,459	3,160	2,917	2,695	2,489	2,292	2,099	1,919
生活排水処理率 (%)	79.9	80.5	81.3	82.1	82.9	83.8	84.4	85.0	85.6	86.2	86.8	87.3

※：非水洗化人口＝くみとり便槽＋自家処理

※：計画処理区域内人口は、瀬戸市污水適正処理構想に合わせた人口であるためごみ処理基本計画と異なります。

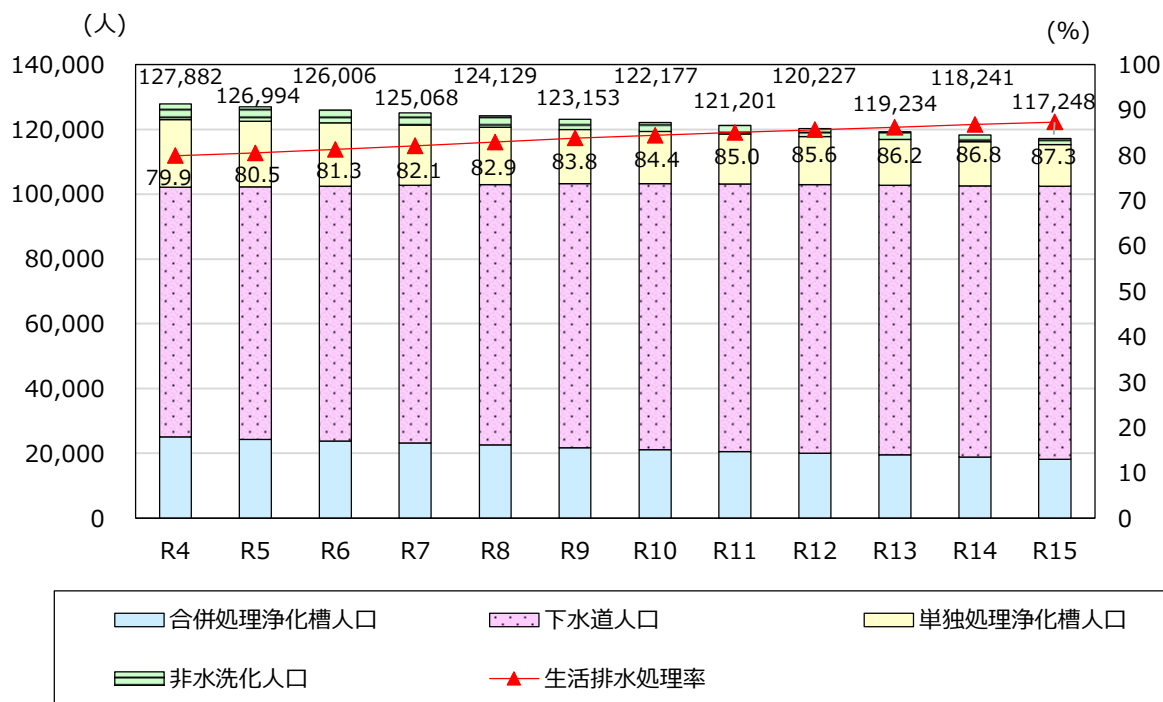


図3-1 将来の処理形態別人口の見込み

第2項 し尿及び浄化槽汚泥の発生量の見込み

将来のし尿及び浄化槽汚泥の発生量の見込みは、表3-2及び図3-2に示す人口減少及び公共下水道への接続、または合併処理浄化槽へ転換により、目標年度の令和15(2033)年度で19,272kℓ/年となる見込みです。比率は目標年度の令和15(2033)年度でし尿5.7%、汚94.3%となる見込みです。

表3-2 し尿及び浄化槽汚泥の発生量の見込み

		R4 実績値	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
排出量	し尿 (kℓ/年)	2,761	2,555	2,373	2,190	2,013	1,825	1,679	1,570	1,464	1,314	1,205	1,095
	浄化槽汚泥 (kℓ/年)	26,508	25,295	24,601	23,908	23,131	22,119	21,462	20,842	20,276	19,601	18,907	18,177
	合計 (kℓ/年)	29,269	27,850	26,974	26,098	25,144	23,944	23,141	22,412	21,740	20,915	20,112	19,272
比率	し尿 (%)	9.4	9.2	8.8	8.4	8.0	7.6	7.3	7.0	6.7	6.3	6.0	5.7
	浄化槽汚泥 (%)	90.6	90.8	91.2	91.6	92.0	92.4	92.7	93.0	93.3	93.7	94.0	94.3

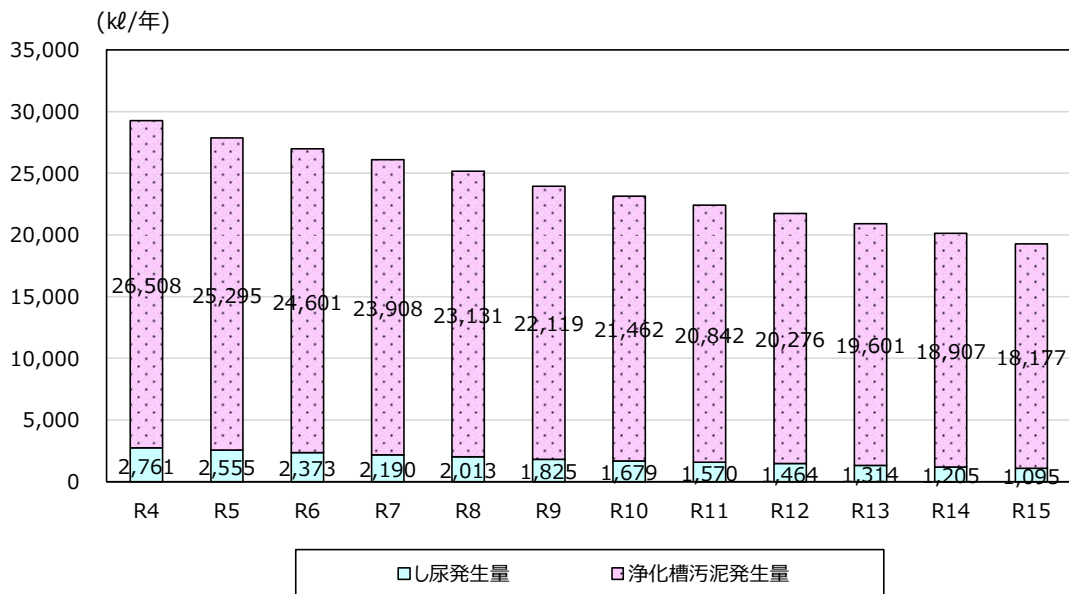


図3-2 し尿及び浄化槽汚泥の発生量の見込み

第3節 目標達成に向けた取り組み

1) し尿処理施設における適正処理の継続・推進

し尿及び浄化槽汚泥を処理するし尿処理施設は、令和5(2023)年度から基幹的設備改良工事を行い施設の延命化を図るとともに、適切な点検整備を行い、適正処理を継続・推進します。

2) 公共下水道の整備区域の拡大と水洗化率の向上

(1) 公共下水道の整備の推進

財政状況、土地利用動向などを勘案しつつ、計画的・効率的に公共下水道の整備を推進します。

(2) 公共下水道の接続率の向上

公共下水道の整備による事業効果を確保するためには、公共下水道の整備区域内において、公共下水道への接続を速やかに実施することが必要です。

公共下水道の整備区域内で接続していない世帯などへ周知を行うなど、公共下水道の普及と水洗化率の向上を図るための本市の取り組みを促進します。

3) くみとり便槽、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進

未だに多くのくみとり便槽や単独処理浄化槽が使用され、生活雑排水が未処理のまま公共用水域へ排出されているため、下水道事業計画区域外においてくみとり便槽や単独処理浄化槽を使用している世帯へ合併処理浄化槽への転換を促進します。

4) 浄化槽の適正管理の啓発

浄化槽は「浄化槽法」（昭和 58（1983）年法律第 43 号）第 7 条及び第 11 条に基づく処理水質の検査のほか、第 10 条に基づく清掃及び定期的な保守点検が義務付けられています。

また、浄化槽は法に基づいた検査、清掃、保守点検の維持管理が適正に行われることにより、処理性能を維持・確保することが可能になることから、浄化槽の管理者に対して維持管理の重要性や実施方法に関する周知・啓発を行います。

第 4 節 収集運搬・処理・処分計画

第 1 項 収集運搬計画

1) 収集運搬体制

計画収集区域は本市の全域とし、収集運搬体制は、し尿は委託業者、浄化槽汚泥は許可業者による収集・運搬とします。

2) 収集方法

現状どおり、搬入変動を抑制するため、今後も計画収集を行っていきます。

また、浄化槽については、必要な保守点検、年 1 回の清掃及び法定検査の実施を指導します。

第 2 項 中間処理計画

生活排水処理施設別の処理主体は、表 3-3 に示すとおりです。生活排水処理の主体は今後も当面はこの形態を継続していくものとします。

表 3-3 生活排水の処理主体

処理施設の種類の種類	生活排水の種類	処理主体
(1) 公共下水道	し尿及び生活雑排水	瀬戸市
(2) 合併処理浄化槽		個人等
(3) 単独処理浄化槽	し尿	個人等
(4) し尿処理施設	し尿・浄化槽汚泥	瀬戸市

本市から発生するし尿及び浄化槽汚泥は、今後も現状と同様に、本市が運営するし尿処理施設にて継続処理を行うものとします。

また、本市のし尿処理施設は、令和 5（2023）年度から令和 7（2025）年度にかけて基幹的設備改良工事を行い、施設の延命化を図りますが、適正処理を継続するため、適切な点検整備を行います。

第 3 項 最終処理計画

し尿処理施設にて発生する脱水汚泥及びし渣などの残渣は、当面は現状と同様に外部委託により、処理を行うものとします。